

平成 20 年 第 1 回定例会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

平成 20 年 2 月 13 日

筑西広域市町村圏事務組合

平成20年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

第1日（2月13日）

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者	2
職務のため出席した者	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
諸般の報告	3
管理者提出議案の報告	3
議会運営委員長の報告	4
会期の決定	5
管理者の招集あいさつ	5
一般質問	7
施設建設・環境整備推進特別委員会中間報告について	19
議案第1号から議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
議案第8号から議案第10号の上程、説明、質疑、採決	42
議案第11号の上程、説明、質疑、採決.....	55
閉会中の継続審査の申し出について	59
閉 会	59

平成20年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

平成20年2月13日(水)

午前10時30分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 施設建設・環境整備推進特別委員会中間報告について
- 日程第 4 議案第 1号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 2号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 3号 筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する県西総合公園施設の管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 4号 筑西広域市町村圏事務組合きぬ聖苑の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 議案第 5号 筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第 6号 筑西広域市町村圏事務組合手数料条例の一部改正について
- 議案第 7号 筑西広域市町村圏事務組合消防本部、消防署及び分署の設置に関する条例の一部改正について
- (七案一括上程)
- 日程第 5 議案第 8号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算
- 議案第 9号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算
- 議案第10号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合老人福祉事業特別会計予算
- (三案一括上程)
- 日程第 6 議案第11号 第5次筑西広域市町村圏計画について
- 日程第 7 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（20名）

1番	小高友徳君	2番	増田俊夫君
3番	尾木恵子君	4番	仁平正巳君
5番	堀江健一君	6番	秋山恵一君
7番	中田松雄君	8番	船橋清君
9番	萩原實君	10番	増田昇君
11番	林悦子君	12番	榎戸甲子夫君
13番	箱守茂樹君	14番	片平忠行君
15番	關四郎君	16番	山口明君
17番	鈴木聡君	18番	須藤一夫君
19番	孝井恒一君	20番	前場文夫君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

管理者	富山省三君	副管理者	小西栄造君
副管理者	中田裕君	収入役	大木均君
常任幹事	小野沢雅彦君	常任幹事	松岡正和君
常任幹事	飯鳶洋一君	事務局長	星野幸一君
事務局次長	古谷好男君	事務局副局長 企画財政課長	横田有司君
筑西遊湯館長	小島徳幸君	県西総合管理 公園事務所長	氷鉦博君
次長兼 環境センター 一所长	百瀬正治君	きぬ聖苑 場長兼環境 センター副 所長	赤野間敏雄君
消防本部長	飯村勝行君	筑西地域 職業訓練 センター長	竹内治雄君
老人福祉施 設等支配人	酒寄三男君	筑西市 秘書課長	佐藤千明君

職務のため出席した者

事務局局長 総務課長	近藤邦男君	事務局総務課 総務係長	杉山雄一君
事務局総務課 文書法制係長	塚本紀子君		

開会の宣告

○議長（秋山恵一君） これより、平成20年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

（午前10時30分）

開議の宣告

○議長（秋山恵一君） ただいまの出席議員は20名であります。よって、会議は成立いたしております。

それでは、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（秋山恵一君） まず、会議録署名者を組合会議規則第73条の規定により、9番、萩原 實議員、11番、林 悦子議員の両議員を指名いたします。

諸般の報告

○議長（秋山恵一君） 地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

管理者提出議案の報告

○議長（秋山恵一君） 次に、管理者より議案が送付されておりますので、報告いたします。
近藤総務課長。

事務局総務課長（近藤邦男君） ご報告いたします。

筑広組発第237号

平成20年2月13日

組合議会議長 秋山恵一 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 富 山 省 三

平成20年第1回組合議会定例会提出議案等の送付について

平成20年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会に、別記議案等を提出するため別添のとおり送付いたします。

別 記

管理者提出議案等目録

（平成20年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会）

議案第 1号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改

正について

- 議案第 2号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 3号 筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する県西総合公園施設の管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 4号 筑西広域市町村圏事務組合きぬ聖苑の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 議案第 5号 筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第 6号 筑西広域市町村圏事務組合手数料条例の一部改正について
- 議案第 7号 筑西広域市町村圏事務組合消防本部、消防署及び分署の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第 8号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算
- 議案第 9号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算
- 議案第10号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合老人福祉事業特別会計予算
- 議案第11号 第5次筑西広域市町村圏計画について

以上でございます。

○議長(秋山恵一君) これらの議案につきましては、さきに管理者より送付したとおりであります。

議会運営委員長の報告

○議長(秋山恵一君) 次に、本定例会の会期及び日程等につきましては、去る2月8日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、箱守茂樹議員。

〔議会運営委員長 箱守茂樹君登壇〕

○議会運営委員長(箱守茂樹君) 平成20年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会につきまして、去る2月8日、議会運営委員会を開催いたしました結果につきまして報告いたします。

日程第1は、会期の決定についてであります。本日1日と決定いたしております。

日程第2は、一般質問であります。

日程第3は、施設建設・環境整備推進特別委員会中間報告についてであります。

日程第4は、議案第1号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから議案第7号 筑西広域市町村圏事務組合消防本部、消防署及び分署の設置に関する条例の一部改正についてまでの7案を一括上程するものであります。

日程第5は、議案第8号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算から議案第10号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合老人福祉事業特別会計予算の3案を一括上程するものであります。

日程第6は、議案第11号 第5次筑西広域市町村圏計画についてであります。

日程第7は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

以上、議会運営委員会におきまして決定いたしました。なお、一般質問の各議員の発言につきましては、従来どおり、再質問まで60分以内、質疑につきましては再質疑まで45分以内ということで確認されましたので、議事の進行につきましては、皆様の特段のご協力をお願い申し上げ、報告にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（秋山恵一君） 以上で報告を終わります。

これより議事日程に入ります。

会期の決定

○議長（秋山恵一君） まず、日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（秋山恵一君） ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

管理者の招集あいさつ

○議長（秋山恵一君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。
富山管理者。

〔管理者 富山省三君登壇〕

○管理者（富山省三君） 改めまして、おはようございます。

平成20年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多忙のところ、今定例会にご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。次第でございます。

初めに、平成19年度の組合事業につきましては、おかげをもちまして、おおむね順調に推移しているところであり、各事業の進捗状況等について若干のご報告を申し上げます。

まず、地域の皆様の健康増進施設である筑西遊湯館につきましては、生活習慣病など健康に対する関心が高まっている中で、利用者の視点に立った運動プログラムの導入や、1階部分を無料開放することなどにより、12月末現在の利用者は16万3,934人となっております。前年同期と比較いたしますと4,933人の増であり、今後も利用者の視点に立った管理運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、県西総合公園につきましては、昨年、広域イベント「やっぺえ」の開催やねんりんピック茨城のテニス会場として利用され、圏域住民の一体感の醸成に寄与しているところでございます。特に

昨年より県が園内に工事を進めてまいりました、18ホール公認コースのターゲットバードゴルフ場が、この春、開設予定となっております。これまでの各種施設に加え、高齢者にも利用可能なスポーツの場として大いにご利用いただきたいと存じておるところであります。

次に、環境センターから排出される溶融スラグにつきましては、今年度は全量が茨城県認定の合材会社に搬出されている状況でございます。構成3市には、溶融スラグ入りアスファルト混合路盤材として積極的な利用促進をお願いしているところであります。スラグの有効利用を図ることによって、焼却灰等の処分費用が軽減され、結果的に分賦金の削減につながるわけでございます。今後とも経費の削減を図りつつ、事業効率を上げるべく努力してまいりたいと存じますので、議員並びに関係各位の一層のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げる次第でございます。

続きまして、今定例会の提出案件の概要を申し上げます。まず、議案第1号から第7号までの7案件は、各条例の一部改正でございます。

議案第1号は、議員の本会議出席時の費用弁償を支給するとともに、費用弁償の額の改定をお願いするため、特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第2号は、人事院勧告に伴う職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第3号は、県西総合公園のターゲットバードゴルフ場の設置に伴い、県西総合公園施設の管理に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第4号は、きぬ聖苑の使用料について、近隣施設との料金の均衡を図るため、きぬ聖苑の設置及び管理等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第5号は、予算執行の効率化を推進するため、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第6号は、消防業務に関する手数料の見直しのため、手数料条例の一部を改正するものであります。

議案第7号は、筑西市、桜川市、合併後の各市内における消防事務の斉一を図るため、消防本部、消防署及び分署の設置に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第8号から第10号までは、平成20年度の一般会計と2つの特別会計の予算案でございます。

議案第8号の一般会計予算は、総額60億3,576万5,000円で、前年度当初予算と比較いたしますと1億3,099万4,000円、2.1%の減となっております。減額の主な理由は、ごみ処理施設等建設債及び筑西遊湯館建設債に係る元利償還金の減少によるものであります。

議案第9号の筑西ふるさと市町村圏特別会計予算は、総額1,013万4,000円、対前年度比148万8,000円、12%の減となっております。広域イベント事業、あるいは広報紙の発行など、引き続き圏域のPR、一体感の醸成等に努めてまいります。

議案第10号の老人福祉事業特別会計予算は、総額1億2,653万3,000円、対前年度比494万5,000円、

3.8%の減となっております。福祉センターの運営につきましては、引き続きサービスの向上を図り、より多くの皆様方にご利用いただけるよう職員一丸となって取り組んでまいります。これら平成20年度の一般会計と2つの特別会計を合わせた予算の総額は、前年度対比1億3,742万7,000円減の合計61億7,243万2,000円としてございます。

次に、議案第11号は、地方自治法第2条第4項の規定により、第5次筑西広域市町村圏計画について議決をお願いするものでございます。

以上、提出案件の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、さらに各担当者がご説明いたしますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

一般質問

○議長（秋山恵一君） 次に、日程第2、一般質問であります。

この際、申し上げます。議事の都合により、議員の発言は再質問まで60分以内といたします。

それでは、17番、鈴木 聡議員。

〔17番 鈴木 聡君登壇〕

○17番（鈴木 聡君） まだ広域議会は勝手が分からないので、ちょっといろいろ戸惑うことがありますので、その点はあしからず。

その前に、何か議運で議案質疑は、今まで無制限だったのに45分にしてしまった。これは筑西市に倣ったというのだが、筑西市では45分ですが、質疑は3回までできるのだよね。2回でちょんだというのだ。だから、これは3回までできるようにしてもらいたいのだ、議運の委員長、あと議長も。一般質問だって3回までできるのですよ、筑西市は。2回だけでは、再質問だけでは、当局の答弁が不十分な場合、いろいろ聞けないのですよね。あと、管理者のあいさつでも、原稿があるのだったら、増す刷りして招集あいさつは筑西市みたく配付してもらえればいいのですよね。その労力というのは、そんなに要らないと思うのですが、その点お願いします。

それでは、通告順序に従って一般質問を行っていきたいと思います。初めに、環境センターの焼却灰、いわゆる埋め立て廃棄物の撤去の問題から質問していきたいと思います。過日、施設建設・環境整備推進特別委員会で、いわゆる平成19年度の埋め立て廃棄物の撤去の随意契約がされた、という報告がありました。その随意契約額は5,565万円、1立米5万5,650円、つまり1,000立米、平成19年度は撤去すると。これは5,565万円もの請負高で、これが随契で結ばれるということはどうなのだというので、特別委員会でも議論百出でした。

それで、広域の様々な請負契約については、監査委員からもいろいろ指摘されている。平成19年度の監査報告を見まして、私も本当に参考になりました。つまり、監査委員からは、いわゆる監査の過程で感じた点を若干意見として申し述べることにしたいということで、構成3市の財政状況は依然厳

しく、需用費の執行、備品及び原材料の購入、委託業務あるいは施設修繕並びに工事発注に係わる入札に際しては、特に地元業者を優先に多くの業者を選定し、競争原理による経費節減並びに透明性の確保に努められたい、こういう監査報告があるわけです。ですから、執行当局は、この監査委員の報告に対して真摯に、謙虚に、これはやっているのかという疑問がわくわけです。管理者をはじめとしてね。今回の環境センターの埋め立て廃棄物の撤去の随意契約は、今申し上げましたように全く監査委員の指摘に、つまり忠実にやろうとしないで、競争原理、経費節減、透明性の確保という観点から見れば、すべてこれは問題にならない。

今回の随意契約、1,000 立米の 5,565 万円の仕事、これはジークライト株式会社が 5,565 万円で契約したわけですが、説明をいろいろ聞くと、随契の理由が述べられております。つまり、仮設・掘削・運搬・処分を一括処理できる業者だから。それから、信頼のできる業者なのだと。それから、他の業者では処分場のスペースが狭いとか、なくなってしまったとか、最終処分が無理なのだと、ほかの業者では。それから、仮設する場合の建設工事の有資格者を持っている業者だからいいのだと。他の業者は住民との係争中もあったりして、とても責任が持てない。こういうふうに、つまりジークライトの業者を、まあ天まで持ち上げるとは言わないが、随契した理由として掲げているわけだね。参考見積もりをとったらというのだが、清水建設からとったらばかしくて、とてもできない、こういう説明。だから、随意契約でジークライト、今までも過去に実績があるから信頼できるのだと、こういう理由立てをして随契の正当性を主張したわけだね。

しかし、皆さん……皆さんではないや、執行の皆さんです。これは指名願が多くの業者から出ているわけですよ。しかも、随契ということは、本当に全国で 1 社か 2 社しかできない技術を要するものであればいいのだが、こういうものは特殊な技術ではないのですよ。仮設にしても、この説明を聞くと、仮設の現場の図を見ましたら、かなりいろいろかかる。いわゆるドーム型で撤去の廃棄物が飛散しないようにテントで囲ったりしているいろいろやる。それだけで 1 億円もかかる話だよ、仮設だけで。5,565 万円の契約をして、仮設が 1 億円もかかる仕事を、ただ、それだけで業者が請け負ったら、これは大赤字ですよ。仮設で 1 億円もかかって、5,565 万円の契約では。しかし、これは向こう 10 年間、約 20 数億の搬出のための費用がかかるということがあるわけです。だから、10 年間、20 数億の仕事が控えている。

こういうことを考え合わせますと、これは随契で、今年度 5,500 万円程度の請負契約ではあるが、仮に仮設に 1 億円かけても、引き続き 10 年間、20 数億の仕事ができれば、これはおいしい話だよ、うまい話だよ。こういうことを、つまりこれはほかの業者ではできない技術的な問題があるのだということで随契ということを説明しておりますが、また地方自治法第 167 条の 2、あ、自治法施行令だ、これによって随契をやったのだという理由をしているが、では予定価格はどうだったのだと、予定価格は。そういうものまで示さない。こういうことで、私は、やはり筑西市の随意契約の話などいろいろ出ますけれども、筑西市では 500 万円を超えるものは、もうすべて一般競争入札ですよ。500 万円以

下は指名競争入札でやるということをやっています。それで、随契は130万円まで。こういうことに照らし合わせてみても、これは大いなる疑問がわくわけであります。

それで、しかも、環境センター当事者としても、いわゆる広域の事務局としても、念に入り微に入りいろいろ私たちに説明するわけだ。例えばこれは処分場の場所の写真だよ。こんなに処分場がいているから安心しなさいというようなものだ。ジークライトの売り込みを一生懸命やっているわけだよ、私たちに。こういう説明というのは、私、長い議員生活をしていますが、初めてだよ、こういうことは。しかも、指名願がたくさん出ているのに、他の業者から。それを一般競争入札でやらない。まあ五十歩百歩譲っても、では指名でもいいでしょうと思えば指名競争入札もやらない。たくさんの業者が指名願をやっているわけですね。その最終処分場のスペースがあるない、そんなことはいいのですよ。それは請け負った業者が責任を持って撤去するわけだから、その業者が、スペースがあるののではないのですよ。そういう幼稚な説明をして、私たちに分かってもらうようにしたというふうに私は考えています。

それから、当時山積みとなっていた、いわゆる焼却灰、これは平成4年ごろかな、当時広域議会でも問題になったわけです。ダイオキシンや重金属類の、そういう公害物が含まれているということで。水銀とか、あるいはいろいろ、忘れちゃけれども、そういう焼却灰の撤去の問題が持ち上がって、それを前管理者だったかな、鈴木前市長が、いろいろそういう問題で、それを運んだ経過があります。なぜそのとき、いわゆる焼却灰、重金属類を含んで、人体によくないから撤去するというので、その表面だけやって、今問題になっている埋め立てをなぜやらなかったかという問題が、改めてこれは問題になってくると思うのだよ、そのとき一緒に。ですから、今やるから工事費がさらにかさむ。なぜそのとき表面だけ削って、底に埋まっている埋め立ての焼却灰を今ごろになってまた騒ぎ出して、これを搬出するという、その経過はどうなっているのか。その当時やれば、こんなには大騒ぎにはならないわけですよ。また、住民の健康の問題に対しても、まあ幸い被害ということは出ていないですから、まだいいにしても、こういうことにならないためにも、当時なぜやらなかったのか。

それから、随意契約で委託を結んだとき、去年の12月6日だというのだが、その見積もり合わせの日時も12月6日に設定して、10時からということだね。どこどこを見積もり合わせやったのですか、これは。やったというのだったら。だって、清水建設の見積もりをとったらばか高いというのは、それはその日にやったという意味なのですか、その点。

次、消防の救急業務ということですが、実際に今この筑西市をはじめ広域圏、今桜川市と結城市ということで、3市にまたがってやっているわけですが、そういう救急業務の問題で市民からいろいろ不安が出ております。先ほどらい第5次筑西広域市町村圏計画について説明されましたけれども、全員協議会の質問でも言ったのだが、安全、安心と標榜はしているのだけれども、実際に圏域内の市民が安全、安心で昼夜本当に暮らしをしているかということ、例えば救急の場合ですよ、小児救急に至っては、今5つの病院が輪番でやっておりますが、小児科なんかもうない、小児科は。この筑西

圏内で実際に診られないで筑波メディカルセンターへお世話になる状況だと。結城市は小山市民病院があるから、まだあそこへ行けるという話がありますけれども、そういう安全、安心ということで、いろいろ計画を立てていただいているのですが、そういう問題については非常にエアポケットというか、安全、安心を見れば大変お寒い状況というか、不備な。それだけ、医者がいないのだから仕方がないのだよといえればそれまでになってしまうのだ。しかし、それで管理者、皆さんはそれで済むと思っただけで困ってしまうのですよ。しかも、管理者は市長を兼ねているから言うのだが、筑西市なんか市民病院が今度60床のベッドに減らされて、1月1日から。医師がいなくて大変だ。市民にとっては、筑西市民病院はもうなくなってしまったのですかなんて言う人もいる。がらがらあいてしまって、病棟が。ですから、大変な事態が生じているのです。

そういう中で救急隊員が、そういう急患の搬送については本当に大変な思いをしている。私の知り合いの人も、救急車を呼んだら、その自宅を受け入れ先を電話で連絡するわけだ。それがあちこちでなかなか受け入れられないということで、その自宅で40分も50分も待たされるという人も出ているのです。さらに、やっと決まったといっても搬送先へ行けば、また20分、30分、城西病院へ行ったのですが。そうすると、1時間やそこら既に過ぎてしまっているわけですね。その人は重体患者でなかったから、まあ幸い助かったけれども、1カ月後には亡くなりましたよ、その人も。肺気腫だったらしいのですがね。そういう事態を考え合わせれば、本当に安全、安心なのかと、筑西圏域は。安心、安全なのかという疑問がわいてくるわけです。

そういう体制を整える、体制をとるということで、第5次筑西広域市町村圏計画、今度のが出ていますけれども、実際に医者を探さなければできないのではないですか。例えば自治医大とか筑波大なんかは第3次救急医療ですよ。もうあそこは命がすぐの話のところ、しかしやっぱりそういうところが少ない。あるいは2次医療で済む患者さんだとして、この圏域内ではすぐ受け入れられないから、自治医大、筑波大へ行って、そして場合によっては芳賀日赤、それで救急隊が自治医大へ連れていった、芳賀日赤へ行った、筑波大へ行った、そこで自治医大や芳賀日赤や筑波大の関係者から、あなたたちは何やっているのだと、筑西市は何やっているのだ、こう言われる、おしかりを受ける。本当に救急隊員は気の毒ですよ、一生懸命やって搬送先で怒られるのだから。こういう体制をやはり私は、これは管理者をはじめとして筑西圏域内で2次救急医療は何とかなるというような方向性は出てこないのですか。私は、答弁者は管理者と指摘したのだが、議長、ちゃんと管理者に私は質問しているのだから、こういうことは消防本部の消防長には答えられないから、ぜひお願いしますね。

そういう点で、この救急業務、しかも救急業務で一生懸命やっている隊員たちの、これはいつからだ、時間外手当をカットして、給料をまず低くした。こういうことをよくやってきたなと思うのだよ。こういう時間外手当までカット。だって、24時間拘束されてよ、その間休憩がありますよ、仮眠をとったりね。そういうものをいろいろいじくって、そして時間外手当をカットしてしまった。ですから、そういう隊員たちの士気の低下にも今はつながりかねないのですよ。今度の議案では、またさらに特

殊勤務手当を減らすというのでしょうか、10%。こういう過酷な、いわゆる仕事をしている隊員たちの給料をどんどん減らていったら士気がどんどん低下するおそれが出てくるのは、もう火を見るより明らかですよ、管理者。こういうことは本当はやめるべきですよ。ああいう本当に過酷な仕事、それは24時間拘束されているというのは大変な精神力ですよ。だから、途中でやめた人も何人か出ているでしょう、定年前に。入ったばかりの若い隊員がやめた、そういうのもあるのですよ。

こういう問題については、ただ、財政状況が大変だから、時間外手当をカットする、特殊勤務手当をカットする、それでは先ほど事務局長が説明した、安心、安全のまちづくりではないでしょうよ。逆行しているのではないですか、それは。ただ、構想だけはバラ色に描いて、実際にやっていることは、救急隊員の士気を低下させるような措置、執行を行っているのではないか。それは財政状況は厳しいけれども、やっぱり圏域内の圏民の命と暮らしを守ることに安心、安全というのは、ちゃんと実際にやることなのですよ、削るのではないのですよ。ちゃんと職員の生活給ですか、そういうものはやっぱり保障してあげなければ、だって公務員というのは、5、6年ずっと下がりっ放しですよ。いわゆる管理職、部課長あたりなんか年間30万円、40万円、50万円も収入が減った、去年なんか。去年というか、平成19年度ですか。そういう中で、いわゆる隊員の士気を低下させるような措置はとらないでほしいというのが職員らの声なのです。そういう点、管理者、どうですか。救急業務の中で、そういった過酷な仕事、任務についている人たちの時間外手当や、それから特殊勤務手当などを減らさないでもとに戻す、そういう手だてはどうですか。

それから、出勤回数というのは、私は年々増えていると思うのですよ、こういう中でね。そういう出勤回数なども実際に、例えば平成19年度はこうとか、平成18年度はこうとか、そういうものをちょっとお尋ねしたいのです。

それから、消防業務の問題では、いわゆる消防職員の配置が、ちゃんと基準どおりにされているかという問題です。救急車にしてもですよ、各消防本部からずっと大和分署までそれぞれ入れると12台あるわけ、救急車が。その12台合わせて全体の職員が、いわゆる車だけで53台あって、職員が272人いると。53台の車両に対して、それだけの272人の人数で、いざ出勤となって本当に基準どおりの職員を配置して、それが活動、出勤できるのかという今の状況をひとつ教えて下さい。恐らく基準どおりに人は配置されていない、これは。私は、数字でつかんでいないから、これをお聞きしたいのですが、救急車だってそうですよ。財政が大変だからって、恐らく基準どおりの、車に何人という決まりがあるのですが、乗っていないでしょう。消防に行っても、いざ出勤したらば。そういう点、どうなのですか。

あとは、小児救急と病院群輪番は重なりますけれども、実際に先ほども言いましたように、いわゆる輪番制をとって県西総合、協和中央、筑西市民病院、結城病院、城西病院と5つの病院が、この圏域内では輪番制をとって救急患者の治療にあたっているわけですが、先ほども言いましたように小児科は皆無、もうお手上げです、圏域内の病院ではお手上げ。だから、筑波メディカルセンターへほと

んどお世話になって、結城市は先ほど言ったように小山市民病院ということで。こういう問題についても、重複しますけれども、やはり安全、安心の圏域圏民の暮らし、安心して暮らせるという問題について、実際に口ではばかり言ってもだめなので、早い話が医者探しだよ。市民病院と同じように医者探しはどうなのでしょう。そういう体制をとるとということで、今度の計画では載っていますから、その点も併せてお尋ねしたい。

それから、福祉センターのあまびきの問題については、過去にいろいろ話も出ているようですが、やはりあまびきの問題についても、老朽化してきていると。利用率も悪化している。3市の財政状況が厳しいから、もうそろそろこれは監査委員さんも指摘しているのだね。しかも、地元の桜川市の監査委員さんも、これは廃止したらどうだというようなことまで言うておられるようなので、地元でも言っているのだから、これは何とかしたらどうなのですか。

(「……聴取不能……」と呼ぶ者あり)

○17番(鈴木 聡君) (続)あれっ、私、間違っているのかい。監査報告にはちゃんと書いてありますから。それで、廃止を含めた検討というのですが、早期にやれというのですが、これはどうなのですか。私らは別に、いわゆる分賦金が5,600万円ですか、年間。それがなくてはやっていけないわけだよ。

こういうことを併せると、今私ら何が何でも廃止しろとは言わないが、ただ、監査委員さんが指摘しているから言うのだけれども、例えば利用率を見ても全体では1万3,559人かな、平成18年度の実績で。筑西市が1,170人なのですよ。そうすると8%、1割にも満たないですよ、筑西市の市民が使っているのは。それで、筑西市だけが3,000万円負担というのは、これはというのが、私らの単純な疑問なのです。今度の予算を見ると3,000万円かな。そういうことなので、何が何でも反対だとは言いませんが、そういうことも勘案して、ひとつ。でなかったら、3市のそれぞれの市民の利用者に基づいて分賦金を割り当てるのならいいのだよね。ところが、今は均等割5%、人口割95%だからね。ここに副管理者もここにこしていますが、その辺よく考えていただきたいのです。筑西市が夕張市になってしまうと大騒ぎなのですよ、今本当に。だから、その辺もね。

最後に、筑西遊湯館の問題についてですが、実績が年々上がっていると、いわゆる平成17年度は19万5,931人、平成18年度は20万5,092人と前年度より9,160人かな、増えて順調だと。それは結構なこと。ただ、これだけ利用者が増えてきているのに、前、巡回バスが行っていたわけですよ。それが廃止になって、今は乗りあいくんになってしまったのですが、デマンド交通に。これでは往復600円かかってしまう。あけの元気館では、ちゃんとあけの元気館へ行くバスを出しているわけだよ、無料の送迎バスをね。だから、筑西遊湯館にも、そういった無料の送迎バスは考えられないのでしょうか。これだけ健闘しているのだから、経営で。でも、分賦金で1億8,000万円ぐらい出しているでしょう、ここは。それを言えばいろいろありますから、とりあえず市民の健康増進ということでも大いに役立っておりますから、ただ、お年寄りが利用する場合、あけの元気館みたく、いわゆる

これは市単独でやっていますが、こういうのを広域圏でやったらどうなのでしょう。こういうものをひとつお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（秋山恵一君） それでは、鈴木議員の質問に順次答弁を願います。

まず、百瀬次長兼環境センター所長。

〔次長兼環境センター所長 百瀬正治君登壇〕

次長兼環境センター所長（百瀬正治君） ただいまの鈴木議員さんの質問にお答え申し上げたいと思います。

この埋め立て灰、通常出る焼却灰についても同様でございますが、基本的に民間で設置する場合に、その焼却灰等を処分する、業務委託するにあたっては、地元の自治体との事前協議が調わないと、うちのほうで業者が決まっても、それへは持っていけないというような、あくまでも地元自治体の合意形成があって初めて埋め立てが、焼却灰……

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

次長兼環境センター所長（百瀬正治君） （続）地元自治体の事前協議が調わないと焼却灰等については、民間の処分場へ持っていけないというのが大前提にあるわけでございます。

その中で、先ほど何点かあったわけでございますが、指名願が他に出ているのではないかというような話もあったわけでございますが、平成18年度から平成19年度の指名願の中では5社が指名参加業者として出ております。イー・ステージ株式会社、飯山陸送株式会社、ジークライト株式会社、財団法人茨城県環境保全事業団、これはエコフロンティアかさまでございます。並びに株式会社ウィズウェイストジャパンの5業者が、平成18年度から平成19年度の指名参加に組合に出ている業者でございます。

それと、予定価格というような話があったかと思うのですが、契約金額が5,565万円でございますが、予定価格につきましては5,589万2,000円というような予定価格を立てております。

それと、野積み焼却灰の件なのですが、ちょっと私の記憶の中では、平成6年から平成9年度の3カ年で処分した記憶でございます。その後、なぜ下までいかなかったのかというようなこともあったわけでございますが、周辺自治会のほうから、野積み焼却灰の、地下埋設物の焼却灰について撤去してほしいという要望が平成11年12月1日付で周辺自治会からあったわけでございます。そのようなことで、早目に撤去してほしいよと周辺住民の方々からあったわけでございますが、当組合におきましても莫大な事業が構えていたと。そのようなことで、ごみ処理施設が完了後、撤去していきたいというようなことで、地元自治会との調整が進みまして、今回平成19年度から実施すべく予算措置をさせていただいたというようなところでございます。

それと、見積もり合わせの件でございますが、ジークライト1社での12月6日に見積もり合わせを行っております。

以上でございます。

○議長（秋山恵一君） 次に、飯村消防本部消防長。

〔消防本部消防長 飯村勝行君登壇〕

○消防本部消防長（飯村勝行君） ただいまの救急業務についてのご質問にお答えいたします。

消防の救急業務につきましては、昭和38年4月に市町村の消防機関の事務として法制化されて以来、救急業務の対象が拡大されるなど、その業務は年々増加し、市民の生命、身体を守る上で、不可欠の行政サービスとして深く定着しております。当消防本部におきましては、現在救急救命士23名を含み救急隊員235名、高規格救急車6台を含み救急車10台を4署4分署2出張所に配備して業務にあたっているところでございます。救急出動につきましては、ここ10年の推移を見ますと、平成10年が4,401件、平成19年が7,089件となっております。10年前と比較しますと2,688件、61%の増加ということになります。平成19年中の患者収容先病院につきましては、茨城県内で72カ所、県外で10カ所でございます。主な搬送病院の収容状況であります。管内輪番5病院で3,969件、約60%、県内3次病院、筑波メディカルセンター、土浦協同病院、西南医療センター病院で438件、6.6%、県外3次病院、自治医大、獨協医大で732件、11%であります。

次に、搬送先が見つからずに症状が悪化したり、死亡したりした具体的な例についてはございませんでした。周産期医療関係が新聞などで報道されておりますが、搬送記録の検証をしました結果、こうしたことはありませんでしたが、似通った事例といたしましては、収容まで2時間以上かかった事例が1件ございましたが、幸いにして軽傷で済んでおります。また、平成10年中の小児救急に関しましては、搬送人員が562人、病院収容平均時間が32分であります。主な収容病院は自治医大が134人、23%、それから県西総合病院が92人で16%、協和中央病院が71人で12%となっております。

続きまして、消防車両等の人員配置でございますが、現在救急車が10台、2台が予備車になっておりますので、実動部隊といたしましては、救急車が10台、それからポンプ車5台、タンク車9台、はしご車2台、化学車2台、救助工作車2台の計30台でございます。救急車は3名で活動しております。また、はしご車、化学車、救助工作車については4名、それからタンク車、ポンプ車については3名から4名というところでございまして、満足とは言えないが、乗りかえ方式で実施しているのが状況でございます。

以上であります。

○議長（秋山恵一君） 次に、酒寄老人福祉施設等支配人。

〔老人福祉施設等支配人 酒寄三男君登壇〕

○老人福祉施設等支配人（酒寄三男君） 鈴木議員さんからの老人福祉センターあまびきの運営に関してのご質問についてお答えいたします。

維持管理運営について、平成16年10月26日、正副管理者会議において、今後の運営管理方針について検討するよう指示がございました。平成17年2月の幹事会におきまして、検討委員会の設置につ

いて了承を得ました。同月、正副管理者会議におきまして、10月以降に委員会を設置するよう指示がございまして、平成17年10月1日、老人福祉施設等維持管理検討委員会規程の制定となりました。その後、現地調査、近隣施設の視察、調査を行いました。また、平成18年6月に、施設全体が老朽化のため、耐震等も考慮した調査を実施しました。平成17年度で空調改修工事、平成18年度でアスベスト除去工事、トイレの一部改修を行いましたので、第4回検討委員会、平成19年11月においては、現在の状況、利用者等を考えると、2年、3年先、今後の方向性を決定することがベターではないかとの案に至っております。

以上でございます。

○議長（秋山恵一君） 次に、星野事務局長。

〔事務局長 星野幸一君登壇〕

事務局長（星野幸一君） 私のほうで小児救急医療とそれから輪番制についてお答えをいたします。

先ほど質問のあった内容の中で、小児救急医療ということにつきましては、小児科医の不足だということで、最近さらに進んできて、小児救急患者に対する十分な医療機会の確保ができないような状況であろうというご質問でございました。当圏域における小児救急医療の実態につきましても、例外なく厳しい状況となっております。

そういった中にありまして、県のほうで、この筑西広域圏内だけが厳しいという状況ではありません。やはり全国的な、あるいは県内においても、そういう状況が見られるというようなことで、県のほうで、この小児救急医療についての体制づくりをしてくれたところでございます。茨城県では8つに分けてございます。そして、そのうちの1つがつくば市、筑西地域というような中で、結城市、つくば市、筑西市、桜川市、こういったものが入っているというような状況でございます。ですから、私どもも厳しいですが、よその例えば日立地域、それから県北、それから茨城の西南地域、常総地域、稲敷、鹿行南部、それから土浦広域と、こういう8つの地域も同様な、お互いに輪番を組むというような形で、どこかにかかれるというようなイメージといたしますか、そういった体制づくりをし、先ほど申しました、例えば筑西広域圏内で医者がいなくても、救急でそういった医者のあるところに駆けつけることができるというようなことでございます。そして、県のほうでも、この予算につきましては2分の1を負担しておりまして、その2分の1の残り、さらに2分の1をつくば市と当組合とで半分ずつ出しているというような状況でございます。

それで、利用者につきましては、ちょっと報告させていただきますと、12月末の利用者数では1,536人ということでございます。結城市が13人、筑西市が788人、桜川市が341人となっております。結城市が少なくなっておりますというのは、やっぱり隣接県にある総合病院等、こういったものの利用が多いというようなことでございます。そういった体制づくりをしてきて、今のところ十分とは言えないにしても、そういった体制ができているということでございます。

それから、病院群の輪番制、これにつきましても東西2地区に分けてということで、当番病院を決

めて、そういう体制をつくっております。そういった中にありまして、消防救急隊の報告に基づくものでございますけれども、平成19年度では、12月末までの搬送実績では5病院合わせまして328日の当番で735件となっております。また、これらに対しまして輪番病院以外へ搬送した件数は1,841件ということで、多くなっておるというようなところでございます。こういった状況を見ますと、やはり専門医がいなかったり、あるいは手術中であるとか、そういった例も見られますし、ベッドが満床であったという件もあるようでございます。ただ、救急車を呼んだときに、その方の指示によって病院を指定しているような場合もあるようでございます。

以上でございます。

○議長（秋山恵一君） 次に、小島筑西遊湯館長。

〔筑西遊湯館長 小島徳幸君登壇〕

○筑西遊湯館長（小島徳幸君） 筑西遊湯館の経営状況の質問について、平成18年度決算ベースについてお答えいたします。

筑西遊湯館の平成18年度の歳入合計は2億6,427万6,632円でございます。歳出のほうは2億5,506万6,161円で、分賦金につきましては職員2名の職員給与関係経費及び公債費に充てております。施設の管理運営については、入館料及び雑入でほぼ賄っている状況であります。現在筑西遊湯館では、月5回の歌謡、民謡ショー、週3回の農産物等の物産店及び年2回のゆうゆまつり、芸能発表会等イベントを行い、集客増員に努めておるところでございます。

以上でございます。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○議長（秋山恵一君） 鈴木議員。

○17番（鈴木 聡君） 漏れているでしょう、答弁が。議長、これは議事進行だけれども、送迎バスはどうなったのと聞いた、では、管理者が答弁するなら管理者。何で指名しないの、管理者の答弁。広域議会というのは、管理者答弁はないのですか。私は、すべて管理者を指名したのだよ、ここの通告では。では、いいです。時間ないから。

○議長（秋山恵一君） 星野事務局長。

○17番（鈴木 聡君） 今度は局長……

○議長（秋山恵一君） 答弁いたさせます。

○17番（鈴木 聡君） いいです。私2回目の質問に入ります。

○議長（秋山恵一君） はい。

鈴木議員。

○17番（鈴木 聡君） それで、環境センターの埋め立て廃棄物の撤去の問題で、その予定価格が5,589万円だと。それで、契約が5,565万円だから24万円の減だと。大体100%近いのではないか、この落札率は。それで、見積もり合わせはジークライトとやったのだと。見積もり合わせというのは、複数の

会社の見積もりを取り寄せて合わせるのが合わせと言うのだよ。1つは合わせとは言わないのだよ、センター長。1つで合わせる、何と合わせるですか。予定価格と合わせたから、合わせたという意味なのけ。そういうその場限りのいいかげんな答弁ではだめなのですよ、広域議会というのは。みんな各3市からすぐれた人たちがここへ来ているのだから、選ばれて。これではまるでもう予定価格にびったんこのような話でしょう、これは。それでなくても今世間は落札率、どういうふうに見ているか、もう衆目なのですよ。市民オンブズマンだってですよ、落札率が95%を超えるものは、これは談合と見ていいだろうとまで言われているのです。そういうことで、都道府県段階だけれども、今の落札率なんていうのは80%台ですよ。80%台、予定価格の。そこまで落ちていっているのですよ。それだけ県民の、いわゆる市民の税金が節約されているということだ。監査委員さんも言っているでしょう、経費の節減に、入札に透明性を持たせてとね。それでなくても3市の財政状況は厳しいのだからという。そういう指摘を真摯にちゃんと受けとめているのかな、執行当局は。

それで、指名願が5社から出ていて、指名入札すらしないで随契だというのは何なのだというのだ。だから、問題は幾つもあるのだ。予定価格よりわずかの差だ。それから、見積もり合わせやったなんて言うけれども、ジークライトだけやったなんて、こういういいかげんな、ばかなことを言っているのだ。何が見積もり合わせがジークライトだけなの。見積もり合わせはやっていないのでしょうよ。問題点を挙げれば幾つもあるって切りがない。しかも、処分場は、こんなに広くて、スペースがいっぱいあるだのの写真まで添付して、そういうことは、あなたたちが私たちに決めることではないのだよ、これは。請け負った業者が決めることなのだよ、処分場の問題は。それを随契でやって、特別委員会では、これはやり直ししろと決まったのですよ。それをやっていないではないですか、今度は。このまま随契でやっている、もう作業に入るのでしょう。やり直し、違約金を払ってでもやり直ししなさいって特別委員会では決めたのだよ、センター長。あたかも随契が合理性があるような説明をしているが、1つの会社をべた褒めするような説明はないのですよ、どこの地方公共団体へ行ったら。1つの業者をべた褒めする、例えば実績のある、すぐれた業者だとかね。

だから、こういう予定価格に対してですよ、100%近い契約というのは、経費節減に全然つながっていないではないですか、24万円ぐらいでは。これは90%としたら、大体5,000万円ぐらいでいいのですよ、本当は。高く見てあげてもよ、90%に。今は80%台にしなくてはだめなのですよ、落札率は。その点。答弁する時間がなくなりますから、この辺でやめますけれども、そういうことで、今筑西市の入札、いわゆる条例ではですよ、先ほども言いましたように、もう500万円を超えるものは一般競争入札なのですよ。これは5,000万円を超えているから、一般競争入札に付して本当は言いわけなのですよ。付さなければならぬ案件なのですよ、本当は。それを随契で、予定価格より24万円安いだけで結ぶということはね。

それで、どうなのですか。ドーム型の仮設をやるとなると1億円もかかる。5,000万円台の契約で仮設が1億円もかかるような仕事を簡単に随契で請け負う業者がいますか。何かうまみがあるから、こ

れがやるのでしょうか。先ほども言ったように向こう10年間、20数億の仕事があると仮定できるので、言い足りないけれども、まあいいですよ。

○議長（秋山恵一君） 鈴木議員の再質問に答弁願います。

星野事務局長。

事務局長（星野幸一君） お答えいたします。

先ほどの見積もりをどういうふうにしたのかという説明でございますけれども、事前に見積もりを徴収いたしました。それで、余りにも開きがあったということでございますけれども、まず見積もりをとった結果をご報告しますと、ジークライトで見積もりをとりまして、掘削、埋め立て、あと運搬、処分というようなことで、5万7,034円というようなことで見積もりが来ています。それから、清水建設、うちは掘削とか埋め戻しまではやるけれども、実際処分場を持っていないから、そこまでのことはやらないということで、立米当たり2万5,564円というようなことでございました。それから、エコフロンティアかさま、うちはそういう工法的な掘削とか、そういうものはしないけれども、処分だけはしますよというようなことで、9万9,747円ということでございました。これは処分料だけで、既にジークライトよりはるかにずれがあるわけでございます。

それから、よそは最終処分場の容量がないということで、センター長が説明したとおりでございます。あともう一つ、参考までにとということで、ドーワエコシステムというところからとってございます。こちらもやはりうちのほうの焼却灰は溶融してから埋め立て処分するという考え方のものでございますので、立米当たり14万5,400円というような見積もりが出てきました。こういった形で、余りにも見積もりの差があったというようなことで、ジークライトと、いわゆる同様なレベルで入札をかけることができないということがありましたので、ジークライトと見積もり合わせという表現をしたのは、うちのほうの予定価格が分かっていないような状況で札入れを2回したと。そして、予定価格に達していないので、さらに入れて、その予定価格を下回った形、2回目で5万5,650円ですか、立米当たり、1,000立米ですと5,565万円といった金額に契約額としてなったわけでございます。

それから、工法的な話がございましたけれども、当初確かに地元自治会、それから2月の定例議会で議員さんから質問がありました。その質問の内容につきましては、その地元においても公害を出さないようにしると、収集運搬についても出すなど。行った先でも公害を出さないような、そういった方法をとって下さいよというような質問を受けました。そういった形の一連の流れの中で、私どもでは、そういう業者ですね、まず事前協議がとれるとか、処分残余量がある、この処分残余量というのは、これは廃掃法で決められていることでございます。必ず現地に容量がきちっとあるというものを確認しろと。確認の結果を写真で示したわけでございます。そういうことをまず確認する必要があると。まず、それを確認しないで、業者の問題だというのは、これは一昔前の話でございます。今はちゃんと確認しろというふうになってございます。

それから、そういった指名願……。

○議長（秋山恵一君） 時間です。

以上で一般質問を終わります。

施設建設・環境整備推進特別委員会中間報告について

○議長（秋山恵一君） 次に、日程第3、施設建設・環境整備推進特別委員会より筑西市議会会議規則第45条の規定に準じ、中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許します。

施設建設・環境整備推進特別委員会委員長、孝井恒一議員。

〔施設建設・環境整備推進特別委員会委員長 孝井恒一君登壇〕

○施設建設・環境整備推進特別委員会委員長（孝井恒一君） ご報告いたします。

本委員会は、平成19年10月31日の中間報告以来、審議を継続してまいりましたので、その経過について中間報告を申し上げます。

平成20年1月29日に委員会を開催し、昨年、平成19年12月6日に契約締結をした埋立廃棄物撤去・処分業務委託契約の内容等について説明を受けました。

契約相手は、参考徴収見積額の中で、最低額の山形県米沢市のジークライト株式会社であり、契約金額は1立方メートル当たり5万5,650円で、平成19年度単年度の契約であり、1,000立方メートルで5,565万円となります。

契約日は、平成19年12月6日であり、期間は、翌日の12月7日から平成20年3月31日までであります。

事業発注にあたり、埋め立て廃棄物が他県に移動することから、搬入市との事前協議が整うことが条件であり、ジークライト株式会社は、当組合からの廃棄物搬入にあたり、これまでの実績から所在地である米沢市からの信頼性が高く、当組合と米沢市との事前協議も容易に整うと思われま

す。なおかつ、処分場を持つ建設工事有資格業者、仮設・掘削・運搬・処分を一括でできる業者であり、経費の削減が図られ、当組合の焼却灰処分業務委託においても、過去数年にわたり確実に履行され、今後においても、不履行のおそれがないことが挙げられます。

なお、最終処分場を有し、当組合へ指名願を提出している有資格業者は、ジークライト株式会社のほか5業者ありますが、処分場の残余量不足、建設工事の有資格者でない、地元住民と係争中などにより、ジークライト株式会社が、唯一の有資格業者となります。

以上の理由から総合的に判断して、やむなく予定価格を設定しての随意契約とし、ジークライト株式会社と契約締結をしたとの報告を受けました。

当委員会においては、契約方法等について、各委員より、随意契約は好ましくないなど種々ご意見をいただきましたが、その後の各委員への詳細説明を受け、平成19年度着工は、地元自治会との合意事項でもあり、契約そのものが単年度契約であるので、これを実行されたい。

また、県内他自治体の廃棄物搬出の契約について調査したところ、同様に随意契約の形態をとって

いることから、今年度の契約は了とするも、次年度からの契約方法としては、ぜひ入札を検討されたい。

また、掘削後の埋め戻し材等分離発注できるものについても検討を要望するものである。

なお、委員会の継続について確認し、合意いたしました。

以上で施設建設・環境整備推進特別委員長の報告といたします。以上です。

〔「議長、議事進行」と言う人あり〕

○議長（秋山恵一君） 鈴木議員。

○17番（鈴木 聡君） 今の委員長の報告について、私は1月29日の委員会には出ましたけれども、結論は、そういうのではなかったのだよね。つまり、結論は、随契ではうまくないと。違約金を払ってでも解約して、もう一回指名競争入札をしてやり直せということだったのだよ。今の委員長のは何なのですか。私らが理解したような、私は、全然そういう話は聞いていないのですよ。だめだよ、委員長、そういうことでは。

○議長（秋山恵一君） お諮りいたします。

本件については委員長の報告どおり決するにご異議ございませんか。

〔「だめだよ、反対。これは決とるの」「異議なし」と言う人あり〕

○議長（秋山恵一君） 本件については委員長の報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と言う人あり〕

○議長（秋山恵一君） ご異議なしと認め、委員長の報告のとおり決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（秋山恵一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第1号から議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（秋山恵一君） 日程第4、議案第1号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから議案第7号 筑西広域市町村圏事務組合消防本部、消防署及び分署の設置に関する条例の一部改正についてまで7案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

まず、議案第1号から議案第4号までについて星野事務局長。

〔事務局長 星野幸一君登壇〕

事務局長（星野幸一君） 議案第1号について説明をいたします。

筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

平成 20 年 2 月 13 日

筑西広域市町村圏事務組合管理者 富 山 省 三

裏面をお願いいたします。2 ページでございます。

筑西広域市町村圏事務組合条例第 号

筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
ということでございます。

これは本会議出席時にも費用弁償を支給するとともに、もとの額の改定をお願いするものでござい
ます。

筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年組合条例第
2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「議員が議会の」を「議員が招集に応じて議会の会議又は議会の」に改正しまして、
「5,000円」を「3,000円」に改めるとするものでございます。

附則。この条例は、平成20年4月1日から施行するということでございます。

これは現在議会の議員の費用弁償については、議会の議員が議会の委員会に出席したときは費用弁
償として1日につき5,000円を支給するという規定になっており、議会運営委員会、施設建設・環境整
備推進特別委員会の開催時のみ支給しておりました。これを各委員会及び本会議出席時にも費用弁償
を支給することとしまして、金額を1日につき3,000円に改定するものでございます。平成19年までは、
議会の昼食等につきましては、食糧費として予算計上しておりましたけれども、平成20年より委員会
の費用弁償1日につき5,000円を支給しておりましたものを3,000円にするとともに、本会議出席時に
も1日につき同額の3,000円を支給することといたしまして、議会時の昼食等について対応していただ
くべく改正させていただくものでございます。筑西市における費用弁償は1日につき2,000円でありま
すけれども、当組合におきましては、遠方の結城市、桜川市からの委員会、本会議出席となりますので、
3,000円とさせていただくものでございます。

なお、この条例の改正によりまして、費用弁償、食糧費を含めた予算につきましては、改正により
まして、若干ではございますけれども、減額となります。また、昼食につきましては、今まで同様希
望によりまして、事務局にて取りまとめさせていただきます。

次に、議案第2号についてご説明いたします。

筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

平成 20 年 2 月 13 日

筑西広域市町村圏事務組合管理者 富 山 省 三

裏面の2ページ、3ページをお開き願いたいと存じます。

筑西広域市町村圏事務組合条例第 号

筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ということでございますが、これは人事院勧告によりまして、まず扶養手当の額の引き上げ、それから勤勉手当の支給月数の引き上げ、それから初任給を中心に若年層に限定しまして給料表を改定するもので、中高年層は据置きということでございます。構成3市におきましては、昨年既に改正しているものでございます。

第1条 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（昭和48年組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、）」を「6,500円（」に改め、「ない場合にあっては」を「ない場合にあっては、」に改める。

第10条の2第3項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となった」に改める。これは第1条でございますけれども、第10条第3項及び第10条の2第3項の改正につきましては、配偶者以外の扶養親族に関わる扶養手当の支給月額「6,000円」を「6,500円」に引き上げるとともに、これに伴う所要の改正を行うものでございます。

次の第20条第2項第1号中「100分の72.5（特定幹部職員にあっては、100分の92.5）」を「6月に支給する場合においては100分の72.5（特定幹部職員にあっては、100分の92.5）、12月に支給する場合においては100分の77.5（特定幹部職員にあっては、100分の97.5）」に改めるということでございます。この部分につきましては、勤勉手当の支給月数を年間0.05カ月引き上げ、平成19年12月期の支給割合を100分の77.5とするものでございます。

2ページから5ページの給料表の改定につきましては、人事院勧告に基づく若年層に対する給料の引き上げを平成19年4月1日から適用するものでございまして、平均で1級が1.1%、2級が0.6%の増というようなものでございます。

なお、別表の第1が行政職でございます。別表第2が消防職となります。そして、左側の表を右側の表に改めるというものでございます。

4ページ、5ページ目をお開き願いたいと存じます。

第2条 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第20条第2項第1号中「6月に支給する場合においては100分の72.5（特定幹部職員にあっては、100分の92.5）、12月に支給する場合においては100分の77.5（特定幹部職員にあっては、100分の97.5）」を「100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）」に改める。

第2条でございますけれども、勤勉手当の支給月数を年間0.05月引き上げるため、6月期、それから12月期の支給割合をそれぞれ100分の75に改正するものでございます。

第2条につきましては、平成20年4月1日から施行するものでございます。

なお、附則等につきましては、施行期日及び経過措置等でございます。

次に、議案第3号についてご説明をいたします。

筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する県西総合公園施設の管理に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

平成20年2月13日

筑西広域市町村圏事務組合管理者 富山省三

裏面をお開き願いたいと存じます。

筑西広域市町村圏事務組合条例第 号

筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する県西総合公園施設の管理に関する条例の一部を改正する条例ということでございまして、これは県西総合公園内に設置され、平成20年度から開設予定のターゲットバードゴルフ場の使用料金を条例で定めるものでございます。

筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する県西総合公園施設の管理に関する条例（平成12年組合条例第7号）の一部を次のように改正するというところでございます。

第2条に次の1号を加える。

（3） ターゲット・バードゴルフ場

これは組合の有料施設の規定でございまして、（1）がバーベキュー広場、（2）が野外ステージ、その下にターゲットバードゴルフ場をつけ加えるというようなことでございます。

第6条中「及び別表2」を「から別表3まで」に改める。

別表2の次に次の1表を加えるということで、別表3（第6条関係）ということで、ターゲットバードゴルフ場の使用料ということでございます。時間につきましては8時半から17時まで、1人1日につき大人700円、中学生以下300円、年間使用料（パスポート）につきましては1万円ということで、附則、この条例は、平成20年4月1日から施行するというところでございます。

なお、県西総合公園の有料施設につきましては、現在茨城県公園条例第15条の2の規定によりまして、当組合が指定管理者として管理をしております。平成12年に設置されましたバーベキュー広場及び野外ステージに関しましては、これとは別に都市公園法第5条及び県条例第8条の規定によりまして、組合管理者が茨城県知事の管理許可を受けまして、地方自治法第244条の2の規定によりまして、使用料金等を定めた独自条例を制定し、使用料をいただいております。

今回、公園北東側のいにしへの森の中に設置されるターゲットバードゴルフ場につきましても、平成20年1月7日付で茨城県知事から管理許可を受けまして、バーベキュー広場、野外ステージと同様に管理することとなったため、その使用料金等を新たに組合条例で定める必要が生じ、改正条例を議案として上程するものでございます。この条例につきましては、平成20年4月1日から施行する予定でございます。

そして、この使用料金につきましては、県内の同様な施設の料金、それからターゲットバードゴルフ

フ協会会員の意見、県の意見等を参考にし、設定させていただきました。

議案第4号についてご説明をいたします。

筑西広域市町村圏事務組合きぬ聖苑の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
標記について次のとおり提出する。

平成20年2月13日

筑西広域市町村圏事務組合管理者 富 山 省 三

裏面をお開き願いたいと存じます。

筑西広域市町村圏事務組合条例第 号

筑西広域市町村圏事務組合きぬ聖苑の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
筑西広域市町村圏事務組合きぬ聖苑の設置及び管理等に関する条例（平成4年組合条例第9号）の
一部を次のように改正するというのでございます。

別表中というのでございまして、上の表を下の表のように改めるというのでございます。

この条例につきましては、平成20年4月1日から施行するというのでございます。

きぬ聖苑の斎場の使用料につきましては、平成5年よりこれまで据え置いてまいりましたけれども、
現在の使用料では、斎場の処理経費が賄い切れないというようなこともありますし、構成3市の逼迫
する財政状況並びに近隣施設の使用料等との均衡を図るため、利用料金の一部を改正するものでござ
います。これに伴いまして、きぬ聖苑の設管条例の関係する部分を改正する必要があるため、改正
条例を議案として上程するものでございます。

ちなみに、また左の表を見ていただきたいのですが、下の表だけで説明させていただきますと、ま
ず斎場、その中に式場がございます。式場のうち3時間までと超過1時間までにつき、これは改正し
て料金が変わってございます。表の左側の部分については、圏域住民の料金でございまして、右側に
つきましては、圏域以外の方が使用する場合の料金というのでございます。3時間までにつきまし
ては2万円から2万5,000円に上がっていると。それから、超過1時間につきましては5,000円から
7,000円に上がっているというのでございます。通夜室については変更ございません。霊安室24時間
まで、この部分は変わってまして、3,000円から4,000円までと。それから、待合室の部分で、1室
の使用料ということで、2時間まで、これが5,000円ということで、無料から5,000円に上がっている
というのでございます。また、火葬場の料金につきましては、他の自治体と余り変わらないという
ようなことになっておりますので、今回火葬場の料金については、変更はいたしておりません。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（秋山恵一君） 次に、議案第5号から議案第7号までについて説明願います。

飯村消防本部消防長。

〔消防本部消防長 飯村勝行君登壇〕

○消防本部消防長（飯村勝行君） それでは、議案第5号についてご説明いたします。

筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
標記について次のとおり提出する。

平成 20 年 2 月 13 日

筑西広域市町村圏事務組合管理者 富 山 省 三

裏面をお開き願います。

筑西広域市町村圏事務組合条例第 号

筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和51年組合条例第7号）の一部を
次のように改正する。

別表中、消防業務手当の項及び夜間特殊業務手当の項を次のように改める。

内容でございますが、特殊勤務手当につきましては、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する
条例第11条の4第1項で規定されております。今後の予算執行の効率化を推進するため、別表に記
載のとおり、消防業務手当と夜間特殊業務手当がございますが、両手当の額を一律10%の減額改正を
お願いするものであります。消防業務手当の種類につきましては変更ありませんが、機関員手当を普
通、大型の2種類に区分するとともに、救急出動手当は活動した場合のみを支給対象とするものです。
また、夜間特殊業務手当につきましては、これまで深夜における勤務時間に応じて支給していたもの
を一律勤務1回につき支給するものです。手当の額につきましては、記載のとおりでございますが、
端数を100円単位は1の位、1,000円単位は10の位を切り捨てております。

なお、附則としまして、条例の施行は平成20年4月1日といたします。

続きまして、議案第6号をご説明いたします。

議案第6号 筑西広域市町村圏事務組合手数料条例の一部改正について
標記について次のとおり提出する。

平成 20 年 2 月 13 日

筑西広域市町村圏事務組合管理者 富 山 省 三

裏面をお開き願います。

筑西広域市町村圏事務組合条例第 号

筑西広域市町村圏事務組合手数料条例の一部を改正する条例

筑西広域市町村圏事務組合手数料条例（昭和50年組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

内容でございますが、今回の改正は、手数料の種類、額及び条例中の一部字句について見直しをす
るものであります。

まず、1点目の手数料の種類ですが、第2条第2号の消防用設備設置に関わる証明及び同条第3号
の消防用設備等設置義務に関わる証明については、総務省消防庁から手数料を徴収しない旨の通知に
基づき両証明の手数を条例から削除するものです。

2点目の手数料額の見直しにつきましては、証明手数料である、火災による損害などの証明ほか2証明は、他の行政機関においては1通当たり200円で多数を占めていることから、整合性を図るため、1通当たり「100円」を「200円」に改めるものです。

また、(4)の検査手数料であります。少量危険物(指定可燃物等のうち可燃性液体類を含む)を貯蔵するタンクの水張検査及び水圧検査のうち、口の容量600リットルを超える場合は、1件当たりの手数料額「1万500円」を「1万1,000円」に改めるものです。これは地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する手数料と整合性を図るものであります。

3点目の条例中の一部字句の改正については、同条第4号の手数料種類名である「救急に関する事故の説明」を「救急に関する事故の証明」に改めるものです。

なお、附則としまして、条例の施行は平成20年4月1日といたします。

続きまして、議案第7号について説明いたします。

議案第7号 筑西広域市町村圏事務組合消防本部、消防署及び分署の設置に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

平成20年2月13日

筑西広域市町村圏事務組合管理者 富 山 省 三

裏面をお開き願います。

筑西広域市町村圏事務組合条例第 号

筑西広域市町村圏事務組合消防本部、消防署及び分署の設置に関する条例の一部を改正する条例
筑西広域市町村圏事務組合消防本部、消防署及び分署の設置に関する条例(昭和48年組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

題目を次のように改める。

筑西広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例

内容でございますが、当組合における消防業務は、現在1本部4署4分署2出張所において処理しておりますが、筑西市及び桜川市においては、平成17年の市町村合併後も管轄区域を旧市町村の区域としているため、同地でありながら、旧町村の区域が消防署の管轄区域に含まれていないことから、例えば予防事務における書類の提出先にあっても、消防署の管轄区域にあつては消防署長に、分署の管轄区域にあつては消防関係法令上、分署長には許認可事務の権限がないことから、消防長としております。斉一が図られないのが現状でございます。このことから、市町村合併後の消防業務の斉一を図るため、条例の改正をお願いするものであります。

主な改正点としましては、第1条から第4条まで記載のとおり、筑西市においては「下館消防署」を「筑西消防署」と名称を改め、関城、明野、協和分署を筑西消防署の分署とし、同消防署の管轄区域を筑西市の全域とするものです。また、桜川市におきましては「岩瀬消防署」を「桜川消防署」に、

「真壁消防署」を「真壁分署」とそれぞれ名称を改め、真壁、大和分署を桜川消防署の分署とし、同消防署の管轄区域を桜川市全域とするものであります。

なお、この条例の施行は、平成20年4月1日といたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（秋山恵一君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

12番、榎戸甲子夫議員。

〔12番 榎戸甲子夫君登壇〕

○12番（榎戸甲子夫君） 議案第3号についてお尋ねをいたします。

このたび新しく県西総合公園内においてターゲットバードゴルフ場が開設されるようでございまして、関係各位は大変喜んでいらっしゃるようでございます。しかしながら、この使用料について、大人が700円、中学生以下300円、年間使用料1万円となっております。ただいまの説明を聞いておりましたら、さきに開設しているターゲットバードゴルフ場の利用料を参考にしたというふうに言われましたが、私が入手しました情報によりますと、特に年間使用料、上限1万円のところと、あるいは5,000円という、たしか町もあるはずでございます。それと、このターゲットバードゴルフのレクリエーションスポーツの性格上、ほぼ高齢者の利用者が多いと私は思います。ということは、安く、安価にしまして、多くのお年寄りの方々が、これはもちろん子供さんもそうでございましょうが、あちこちで言われておりますように、いかに高齢者に元気にしてもらおうかと。そういうねらいもあるはずでございますから、これは多くの方にたくさん楽しんでもらうということのためには、この値段設定というのは、いかななものかと、そう思うところでありまして、果たしてこの使用料につきましては、再度考慮の余地があるのかどうか、それをお尋ねしたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（秋山恵一君） 榎戸議員の1回目の質疑に答弁願います。

星野事務局長。

〔事務局長 星野幸一君登壇〕

事務局長（星野幸一君） ただいまの榎戸議員さんの質問にお答えをいたします。

ターゲットバードゴルフ場の料金の設定でございますけれども、これは先ほども説明をいたしましたけれども、よその状況、それからターゲットバードゴルフの協会という方がおります。ちなみに筑西市で80名、結城市で40名、桜川市だと150名と、こういうことでございます。そういった人の意見をいろいろ聞きながらということで料金を設定させていただいております。

議員質疑のとおり、確かに安いところもございます。ちなみに直近のところでは桜川市の岩瀬総合体育館に9ホールのターゲットバードゴルフ場がございます。年間パスポートにつきましては、6,000円ということでございます。こういった施設と、今回県西総合公園の中にできるターゲットバードゴルフ場につきましては、18ホールということで倍でございます。そして、本格的な林間コースというこ

とで、いにしへの森といいまして、木が立っている中に芝生を敷き詰めて、本当にゴルフ場のミニゴルフ版といった景観の中でできるというようなものでございます。協会の方の話をお聞きすると、1万円で朝から晩まで1年間もやられるのでは安いねという人もおりますし、大人1日の料金700円ということで、これは時間を制限して、ラウンドが何回とか、そういうことの規定も現在はしておりませんので、700円あって1日じゅう楽しめたら、決して高い値段ではないのかなと思いますし、それといろいろお聞きすると、ゴルフを経験した方が結構多くて、ゴルフの料金というのは、個人でどれくらい取られているかというのは分かっていると思いますし、そういった値段からいけば決して高い値段ではないということでございます。そしてもう一つ、ちなみによその同様な施設でございますところの常陸太田市にやはりターゲットバードゴルフ、18ホールでございます。ここににつきましては、やっぱり当組合の設定した料金と全く同じということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（秋山恵一君） 榎戸議員。

○12番（榎戸甲子夫君） 再質問します。

今この値段設定の、いかにも会議上で決定なされたと、3市の代表の方。その方々のご意見というのは、実は、これは役員さんなのですね。私は、実はターゲットバードゴルフは全然知りません。しかし、私のところになぜこういう意見が寄せられたかと申しますと、その役員以外に何十倍ものメンバーの方がおるわけですね。そういう方々が一斉に高いという。役員さん方の、私は、こういう心理が働くと思うのです。各町の役員の方が来ると、行政側の設定する説明をお聞きすると、ほかのゴルフ場よりは倍も3倍もすばらしい設営がしてあると。今おっしゃいましたように林間コースで、ほかに余り例のないすばらしいターゲットバードゴルフ場らしいのですが、しかしそこでプレーを楽しもうという一般の方々、またあるいはこれからターゲットバードゴルフをやってみたいという方々の心理をおもんばかれば、会議で1万円は安いものというのと、これから増やして、あの県西総合公園がターゲットバードゴルフの大会が開けるような、そういう構想も立つわけです。

しかしながら、一番肝心なのは、私は、その会議なんかに出てこないで、もちろん会議というのは役員さんですから、これは集約した決定機関でしょうけれども、一般の方々の多くの声が私のところに寄せられたということは、私は、その辺に再度目を向けて、極端なことを言いますと、これは事業所ではありませんので、行政がなすレクリエーションスポーツ施設ですから、私は年会費を5,000円ぐらいにして、1回の使用料を極端に言えば2,300円で、それでたくさんの方々に楽しんでいただくことが、私は肝要と思うのですが、何でもかんでも、この1万円と700円、あるいは子供さんが300円というのは、私は絶対高過ぎると思いますので、私は反対です。どうでしょうか、再度。質問は2回目で終わりますが、ご答弁願います。

○議長（秋山恵一君） 榎戸議員の2回目の質疑に答弁願います。

星野事務局長。

事務局長（星野幸一君） 施設をつくりまして、これでネバーエンディング、ずっと利用できるということであれば、そういった料金の体系に引き下げることも可能でありましょうけれども、これは実際芝生を敷きまして、そしてこれを維持管理していくということでございます。多分人が入れば入るほど荒れてしまうでしょうし、こういったものを管理していく上では必ずお金がかかってまいります。そういったものを修繕し、喜ばれるような施設を維持管理していくためには、ある程度のお金が必要であろうと、そういうふうにご考えているところでございますので、今回他県内の施設と比べましても同額というようなところもありますし、レベル的にも、議員も言われましたように林間コースなんかの結構すばらしいコースというようなこともありますので、こういった料金で、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（秋山恵一君） ほかに。

17番、鈴木 聡議員。

〔17番 鈴木 聡君登壇〕

○17番（鈴木 聡君） 今、榎戸議員から議案第3号のターゲットバードゴルフの話が出ましたけれども、事務局長さん、榎戸議員は、そういうスポーツ関係は熟知している人なのです。だから、維持管理費が必要だのなんの、それは当たり前の話で、ターゲットバードゴルフというの、私ゴルフをやらないから、何が何だか分からないのだが、それはだってどこでも維持管理のために、それに見合った料金を設定しているわけですよ。だから、榎戸議員さんが高いと言うのだから、それはやっぱり考える必要があると思うのですよ。スポーツマンの人ですから、あの人は、何でもやりますからね、知っていると思うのですよ。その点。

それから、議案第4号、きぬ聖苑の使用料の改定です。改定ではなくて改悪なのですが、大体平均25%の値上げなのだね、ちょっと見たら。今どき死人にむち打つような値上げは、控えるべきだと思うのですよね。というのは、今、日本もそうですが、世界の経済、いわゆる経済のグローバル化によって今新自由主義によってひどい状況ですよ。石油なんか投資ファンドでカジノ経済ではないが、石油の生産に関係なく投資して、それをつり上げていってしまうのだから、ファンドでね。だから、庶民の生活は、今は大変なものですよ、原油高で。しかも、アメリカのサブプライムの話も出ていますけれども、そういった中で、日本の経済状況も今大変厳しくなりつつあるでしょう。庶民の生活は、給料は上がらないで大変。

こういう葬儀場の使用料を値上げするというのですが、今それをやる時ではない。これは旧下館市は、火葬料はただだったのだけれども、合併して5,000円になってしまったのだよ、筑西市は。私らいつの間にこれになったのだから知らなかった。議員らには一言も言わない、管理者は。私ある日、葬式の斎場に行ったら、旧下館市は無料だったけれども、筑西市になったら、下館地区の人は5,000円取られるのだよと聞いて、初めて、あ、取られるようになってしまったのだと気がついたのです。だから、そういうことをやらないで、これは控えていただきたいと思うのですが。

それから、消防職員の特殊勤務手当、一律 10%カットだと。消防長いわく効率化のために一律 10% カットって何の効率化なのですか。私らが効率化と聞くのは、いわゆる隊員たちが高い士気を持って、例えば救急救命の問題だったら、そういう士気を高めて命を救う、患者を救うという、そういう高邁な使命でやるということが、当然任務だと自覚していると思うのですよ、隊員は。そういうことで効率化というのは、手当を低めれば効率化になるのですか。10%もカットしてよ。私、さっきの一般質問でも言ったわけです。現場の隊員は 24 時間拘束されて、本当に仮眠しても 4、5 時間休憩ですか、そういう中でやっているのを時間外手当をカットしておいて、さらに今度は特殊勤務手当をカットするというのだから、そういう過酷な労働に対して、これはさらに過酷なことをすると同じではないですか。これが何の効率化になるのですか、手当をカットして。

だから、こういう一生懸命やっている人たちに報いられる待遇というのは必要なのではないのでしょうか。それを時間外手当をもとに戻すのではなくて、特殊勤務手当までカットしてしまうと。では、この改正面だけが載っているのですが、その前はどうかだったのですか。その比較が、私らにはよく分からない。ただ、一律 10%カット。ここで割り算をやれば分かるのだけれども、そういう説明の仕方もないでしょう。現場で働く職員、隊員たちの待遇改善ということを考えて、こういう時期に、新年度からでしょうが、特殊勤務手当をカットするということはいけないと思う。消防長だって心配していると思うのですよ。隊員の士気の低下につながるようなことにならないかなって、時間外手当なんか削ってしまって、いわゆる隊員からの苦情というか、そういうものも一時ありましたよ。現在の消防長がやったわけではないのですが、前任者だと思います。

こういうことも考え合わせて、また時間外手当をカットして、また今度特殊勤務手当をカットするというようなことは、やはり慎むべきだと、またそういう時期でもあると思うのですが。逆に待遇改善して、先ほども職員の人勧による、わずかですが、手当を増やしているという状況なのですよ、「6,000 円」が「6,500 円」かな。まあ微々たるものですが、そういう中で、人勧も去年から、幾らか、ほんのすずめの涙のようなものですが、上げることを人勧も言ってきているわけですから、そこへ何で消防署はですよ、職員の特殊勤務手当をカットするようなことをするのですか。その点。

それから、議案第 6 号は、事務組合の手数料条例の改正で、すべて 2 倍に上げていくのだな、これは。金額にしては「100 円」を「200 円」に改めるという話だけれども、例えば水圧検査なんかは上げ幅も高いし、こういうものは、今これから日本の経済が大変な状況になるのではないかということで、いろいろアナリストが分析して、そして警告を発しているわけですよ。日本の経済が、また落ち込むのではないかと。そういう公共料金を上げることによって地域経済が影響を受けるわけですから、そういうものを新年度から上げますよということの条例提案というのは、これは控えるべきだと思うのですよ。その点。

○議長（秋山恵一君） 鈴木議員の 1 回目の質疑に答弁願います。

まず、星野事務局長。

〔事務局長 星野幸一君登壇〕

事務局長（星野幸一君） ただいまの鈴木議員さんのご質問にお答えをいたします。

料金の値上げ等につきましては、やはり私どもでは分賦金というものをいただきまして、これが歳入財源のほとんどということでございます。そして、3市の財政状況も非常に悪いというようなことございまして、また近隣の施設との均衡を図ろうということで、15カ所の調査をいたしました。そして、地方自治法でも3年に1回ぐらいは料金を見直せよというようなことございまして、調査をいたしました。こういった中で、火葬料金というのは、大体一律5,000円ぐらい取っていると。これも軒並み5,000円でございます。そして、待合室料金、実はうちは無料であったと。よそはみんな軒並み5,000円取っているということございまして、ですから火葬に行くと大体1万円取られたというような形になっていたわけですが、よその自治体では、それが私どもでは5,000円というようなことで、今回待合室料金を5,000円値上げさせていただいたところでございます。

そして、この辺の値上げのときに、火葬料金のほうを上げるということも考えましたけれども、火葬料金については、他自治体でも5,000円だということでございます。ただ、では、火葬を1体するのにどれぐらいかかっているかという話になりますと、計算していくと3万4,000円ぐらいかかっていると、1体当たりですね。今まで5,000円の値段の中でやってきたわけですから、結構役所は負担していたわけでございます。そういった形の中で、火葬料金はよそでも5,000円というような設定でございますので、ここはよその自治体と同様に待合室の料金、こういったものを見直していこうというような形で、今回5,000円ということによって上げさせていただきました。そして、こういった料金体系に上がりましても、例えば生活保護とか、こういった方については、今までも無料ですけども、こういった方のためにも減免制度というのはございまして、無料でもできるということもございまして、

それから、斎場の料金を今回上げているわけでございますけれども、うちのほうで余りPRしてこなかったせいもあるのですけれども、例えば当きぬ聖苑の斎場を利用している方は結構おります。結城地区では結構多いようでございます。そういった式場での葬儀を行う場合、当組合のほうの貸している料金だけちょっとご紹介しますと、前の日に通夜をやると。そして、火葬料金を含めて改定後の料金でも10万3,000円ということになりますので、これは香典返しとか、それはまた別でございますけれども、そういった料金で、多分民間の施設から比べたら結構低廉な値段ではないかなと思っております。まれにというか、アパートなんかに住んでいる方で、大きな祭壇は要らないけれどもというような形で、畳の部屋で通夜と葬儀を行う方もございます。こういった方の場合は、前の日に通夜をやって、もちろん畳の部屋で通夜をして、同じ場所で葬儀を行うわけでございますけれども、火葬料金を含めまして、改定後の料金であっても4万6,000円というような形でできますので、この辺の料金については、利用される方にとっては納得していただける料金ではないかと考えております

ので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（秋山恵一君） 次に、飯村消防本部消防長。

〔消防本部消防長 飯村勝行君登壇〕

○消防本部消防長（飯村勝行君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

特殊勤務手当につきましては10%削減ということで、年間約200万円ほどでございまして、1人当たり約8,000円の金額となるところでございます。ご存じのように構成3市の財政が逼迫する中での十分協議した結果でございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

もう一点の手数料額でございますが、これにつきましては県内各消防本部を見ますと、最低が200円ということで、300円、あるいは350円というようなところでございますので、整合性をとった次第でございますので、ご理解願います。

以上です。

○議長（秋山恵一君） 鈴木議員。

○17番（鈴木 聡君） 説明をご理解して下さいというのは、値上げに賛成して下さいということだから、理解できないのですが、事務局長の答弁は、例えば火葬場のいろいろな施設の値上げの理由については大したことないのだと、値上げはね。大きな理由としては、それぞれ3市の分賦金をもらっているからだ。大変な分賦金をもらっていて、今は財政が大変だから、利用者に負担をお願いしたいと、負担増をね。だったら、年間50数億の分賦金についての使い道をですよ、もっと精査したら、もっと節減できるのではないのかな、局長。例えばあまびきセンターの話だって、これは私が初めて言うわけではないよ。もう何年来の課題として、ずっと延び延び、延び延びしてきたのではないのかな。例えばだよ、この分賦金の話をすれば、額としては5,600万円だけれどもね。

あと、今度の、例えば埋め立て廃棄処分の問題だって、随契で、これはまあ後日に譲りますけれども、一般質問になってしまうから。入札のあり方だって、今度は一般会計の説明が入りますが、そういう問題を考え合わせると、分賦金をもっと節減するということは、ほかにたくさんあると私は思うのですよ。圏民へのサービスである火葬場の施設の利用のほうは利用者に負担をかける、負担をお願いするということでは、私はもっとやるところが、削るところが違うのではないかと。あるいは値上げして、こういう財政難の危機を乗り切るようなやり方ではなくてね。だから、私は死人にむち打つようなことはしないで下さいよと言っているのですよ。そういう点で、ひとつよく。

本当は、こういう問題は管理者が答弁すればいいのですよ。値上げするしないの判断は管理者なので、最終的な判断は。私これはもう3回目かな、広域に入って質問しているのだが、1回も、指名しても議長が取り上げないのですよね、管理者の答弁が必要になっても。何なのですか、議長、これは。まあ議長への質問になってしまうから。これは管理者、本当にちゃんとした答弁して下さいよ、考え方を。管理者の考え方というのは、1つもここで吐露しないのだよね。本当は議論百出して、圏民へのサービスをどうするか。圏民への安全、安心、市長がよく言うように安全、安心をどうする

かということをいろいろみんなで議論しようではないですか。管理者や副管理者が何も言わないから、事務当事者だけが答弁して、何が何だか最後は分からなくなってしまう。ということで、事務局長、お願いしますよ、そういうことで。管理者も。

○議長（秋山恵一君） 鈴木議員の2回目の質疑に答弁願います。

星野事務局長。

事務局長（星野幸一君） ただいまの鈴木議員さんのご質問につきましては、私も理解するところがありますので、肝に銘じておきます。

ただ、今回のきぬ聖苑の料金値上げにつきましては、先ほども説明をいたしましたけれども、15カ所ほど調査をさせていただきました。そういった中におきまして、やはり裕福な自治体であっても、それなりの料金を取っていると。その辺は維持管理上の基礎ではなかろうかなと思っております。今回ゼロよりは上がった分という説明をされれば確かに上がっているわけではございますけれども、例えば待合室の料金、これはすべて軒並み5,000円ぐらい取っております。そして、そういった中であって、他の火葬場、斎場との均衡、余りにも値段のかけ離れていないようなところからも、ある意味では理解していただけるのかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

○議長（秋山恵一君） ほかに。

11番、林悦子議員。

〔11番 林悦子君登壇〕

○11番（林悦子君） 3点についてご質問いたします。

まず、議案第1号、これはよく見たら、私たち議員のことですね。自分のことは大変聞きづらいのですが、聞きます。1つは、「5,000円」を「3,000円」にすることですね。この5,000円を3,000円は、5,000円を4,000円でもいいし、2,000円でもいいし、1,000円でもいいし、幾らでもよかったわけですが、3,000円になったと。これは40%減なのですね、その理由についてお尋ねをいたします。

また、これをするることによって年間幾らの経費節減になるかについて、平成19年度実績でも何でも結構ですから、お尋ねをいたします。

3点目といたしまして、ちなみによその一部事務組合等いろいろあると思いますが、県西病院でもいいし、よそのこのような形態の一部事務組合でやっているところ等は、幾らの費用弁償をいただいているのか、お調べになっていることだと思っておりますので、お尋ねをいたします。

2点目は、議案第2号につきましてですけれども、これは全体を通して見ますと、要するに市民と議員は下がって職員は上がると。だけれども、一部の職員は上がるのだから下がるのだから分からないというようなことですね、今回の。そうすると、ちなみに議案第2号が通ることによって、当然財源措置、幾らか必要だと思いますが、経費はいかほどに試算なさっているのか。また、その財源は、例えば国から来るとかなんとか、要するにいずれも一般財源であるとか、財源は何になるかについてお尋ねをいたします。

それから、議案第5号についてお尋ねをいたしますが、これは10%カットということで、特殊勤務手当、対象者は限られることだとは思いますが、試算すると、ちなみにお幾らになるのか。

以上、3議案、内容について6、7項目になったかと思いますが、お尋ねをいたします。お願いいたします。

○議長（秋山恵一君） 林議員の1回目の質問に答弁願います。

まず、星野事務局長。

〔事務局長 星野幸一君登壇〕

事務局長（星野幸一君） ただいまの林議員さんの質問にお答えをいたします。

まず、議案第1号でございます。これは例えば今日の本会議でございますけれども、これまでは費用弁償は負担していないわけでございます。そして、お昼につきましては、当組合のほうで用意していると。食糧費から出しているというような形態を今までとっておりまして。それと、それまでの旧形態でいきますと、議会運営委員会、それから施設建設・環境整備推進特別委員会、これは5,000円を支給しております。ですから、本会議のときは、今までお昼だけで済ませていたというものを、これからは一律に本会議出席につきましても、あるいは議会運営委員会、それから施設建設・環境整備推進特別委員会、これにつきましても3,000円をお願いしたいということでございます。そして、その中からお昼については出していただくということでございます。今まで、そういったお昼の分につきましては、3,000円の中から出して下さいよということでございます。

そして、この金額の差でございますけれども、通例、私どものほうの組合では臨時議会1回、定例会2回というのが普通のパターンでございますので、この辺からやっていきますと、費用弁償の分が減りまして、若干ですけれども、1万1,600円ほど下がるということでございます。

それから、議案第2号についてでございますけれども、経費ということでございますけれども、これにつきましては、昨年桜川市でも、こういったものについては説明され、可決された件でございますけれども、これは当然のことながら一般財源でございます。そして、差額の支給につきましてはでございますけれども、年間の本俸、1級から3級が変わったというようなことで、消防ほかでは3人くらい該当していたということでございまして、3万5,000円くらい。それから、消防職員の中では68人ほど該当しておりました。13万1,000円。それから、扶養手当の増というようなことで、今回500円アップというのがございます。こういった中では、消防では26人ほど対象者がおりまして、2万2,000円。失礼しました。今のは消防以外でございます。そして、消防職員では133人ほど扶養手当の増が該当しまして11万5,500円というようなことでございます。それから、勤勉手当、これが0.05カ月引き上げということになりました。こういったことで算出しまして、差額が663万8,628円ということでございます。これらを合計していきますと、1,027万1,220円というようなことでございます。318人の平均ということで、割り算しますと3万円くらいというようなことでございます。

以上でございます。

(「……聴取不能……」と呼ぶ者あり)

事務局長(星野幸一君) (続)財源は一般財源でございます。分賦金から算出するというところでございます。

○議長(秋山恵一君) 次に、飯村消防本部消防長。

〔消防本部消防長 飯村勝行君登壇〕

○消防本部消防長(飯村勝行君) ただいまのご質問についてお答えいたします。

特殊勤務手当の該当人員でございますが、238人、先ほど約200万円とお答えしましたが、213万2,020円でございます。

以上です。

○議長(秋山恵一君) 林議員。

○11番(林悦子君) まず、議案第1号について、私らもっていないかったです。知らなかったです。お昼を食べるのを出してもらっていたということだったのですか、全然知りませんでした。では、今度ガソリン代ぐらいは出してもらえることになったのですね。下館真壁間を往復すると大体600円ぐらいかかりますからね。ガソリン代ぐらいは出してもらえることになったというわけで、分かりました。

それで、3,000円の根拠というのは、特別なわけですね。全部でならして、そこが抜けているかと思うのです。

○議長(秋山恵一君) 林議員の2回目の質疑に答弁願います。

○11番(林悦子君) 2回目ではないわよ、3,000円の根拠と聞いたのだから、1回目のときに。

○議長(秋山恵一君) 星野事務局長。

事務局長(星野幸一君) 筑西市が2,000円ということでございます。これを基準にとらえまして、2,000円という案もありますが、遠方から来るというようなことで、桜川市、それから結城市の議員さんも広域の議会ではおりますので、そういった意味で3,000円とさせていただいたということでございます。

○議長(秋山恵一君) 林議員。

○11番(林悦子君) 分かりました。

それと2点目は、1,000万円の増で、そして対象者が318人、財源はあくまでも一般財源であると。これは比較対照するわけではありませんが、消防のほうで213万円減りますので、5分の1は消防のほうで財源を持つということと同じですよ。ですから、私は、人事院勧告だから上げるわけですよ、これは。確かに若年層にある程度お給料を上げようという考え方そのものは支持されるのだと思うのですけれども、個人の生活のレベルに直結するようなことで財源の調整を行っていかざるを得ないようなことではないことで、財源をつくっていくような体質になってもらいたいと思います。要するに人事院勧告で、こっちを全体的に318人分を増やすのであれば、やっぱり213万円の特殊勤務のほうを

削らなくてもやれるやり方というのがあるのではないかというふうに思います。これは消防のほうは随分努力もしているし、事務組合全体でも努力しているのですけれども、まだ課題として、これからもやっていってもらいたいなと思いますので、それはお願いしておきます。

それから、さっきから17番議員さんも何回も何回も監査委員もこう言っている、ああ言っているというふうに出てきますが、地域性というのを抜きにして、公平、公正な目で地域全体を見ようという気持ちで、前場議員さんともども監査というのは、だれもこれは監査委員をやっている人はやっているわけで、そのときにこういう資料の中で、例えば2ページの資料、これは市民のものは、これをこれにするという形を出してきていますでしょう。だったら、やっぱり次のページのものも、これをこれにするというように、上がったのだから下がったのだから分からないような形ではないような資料をきちんと出してくるということは、これからも心がけてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（秋山恵一君） ほかに。

15番、關 四郎議員。

〔15番 關 四郎君登壇〕

○15番（關 四郎君） 私からは3点ほどご質疑申し上げます。議案第3号、第5号、第7号です。

まず、議案第3号なのですが、多分これは高齢者の健康管理も含めたターゲットバードゴルフということだろうと思います。高齢者に対することですから、榎戸議員さんがおっしゃられましたように、1万円ではなくて5,000円でよかろうと。これは単純に考えて、そうだと思います。というのは、私も全国を歩いてみると、65歳以上は無料というところがたくさんございます。65歳以上なのですよと言うと、失礼ですが、免許証を見せて下さい。見せて、あ、そうですかと。大体無料になるというケースが多いので、国は医療費に相当莫大な金がかかっているということから、高齢者のスポーツをどんどん振興させて、それによって健康管理をしていこうではないかというようなことから、こういうふうに出てきているのかなと理解しているのですが、筑西市でも下館地域につい最近なのですが、館西クラブというのができました。これは総合型地域スポーツということで、若年層から高齢者までということで、これもやはり交流と健康の増進ということで、スタートを切ったわけでございます。

そういうことで、スポーツそのものは、健康管理に非常に役に立っていることは、既に皆さんもご承知かと思いますが、やはり血流をよくするというのは、体を動かすことですから、これは非常にいいことだと思うのですよ。だけれども、ターゲットバードゴルフというのは、ゴルフの卒業生が大体やっていることで、私もこれらの普及には努めているのですが、グラウンドゴルフというのがあるのですね、その上には。大体球の大きさで決めているのですよ、今の世代は。そうすると、50から65ぐらいまでの人は、まだおれらには、その球はちょっとでかいのではないかと。小さいのがいいのだよとってできたのがターゲットバードゴルフだと思うのです。ですから、65歳以上の後期高齢者というのは特別扱いぐらいになっているので、特に一考を要するのかと。そういうことで、この周辺の広

域事務組合で、もしこういうふうなターゲットバードゴルフの料金云々ということになって質疑しているのですが、1万円というのは妥当な値段でやられているのかということと、1万円を取ることによって参加する人がいなくなってしまうのでは、今度は医療費のほうで考えなくてはならないということがあるので、その辺少しご指導願いたいと思っております。

次に、議案第5号の消防職員の手当の問題なのですが、かつて消防署というのは、夜間の勤務は、だれかが起きていた。今は起きていなくてもいいというふうに幾らか柔軟な体制になったと。これを背景に考えてみますと、もし痴漢に襲われて、たまたま消防署があったからといって駆け込んでいったならば、窓口に職員がいなくて仮眠状態で寝ていたということになると、これはせっかく消防署があったところで駆け込んでいったのだが、用が足りなかったというようなことにもなるので、勤務体制でちょっとお尋ねしたいのは、前にも広域議会で質問したのですが、今の分署の勤務体制というのは、夜間は寝てもいいというふうなことでおるのです。たまたま昼間の事件が発生したときに、特に分署が問題なのですが、現在体制としては17人体制ですから、2で割れば8.5という数字が出てくるのですが、実際は手当の関係でどうなっているのだから、その辺ちょっと人事関係は関与したくありませんが、現在5人体制だと。17を2で割って8.5という数字が5になるのは、私は数学を習ってきたわけなのですが、どうも納得いかないかと、こう思うのです。

それで、たまたま2年前にうちのほうで火事があったのですよ。5人体制で、たまたま救急隊が出た。救急隊が出ると残りは2人ですから、これはタンク車を持っていったところで、仕事にならないということで、出勤がされないということになりますので、たまたま新車を買ったばかりなので、私もやめてまだ幾らもたたなかったものですから、心配の余り行ったら、団長がそういう格好で来るから、うちのほうの分署の車が来ていないのだと怒られた。よく見れば、新車を買ったはずなのだけれども、救急隊が出動したということなので、これは2人では当然仕事になりませんので、お休みということで、結城と川島と明野からの応援で消火したという経緯があるので、まだ住民には、そういう勤務体制というものは知られていないのですよ。

それがどんどん知られてくれば、これは火を出さなければ、こんな問題の解決は早いのだということになれば、これは水を使わない消防の確立ということになるのですが、まだそこまでっていないので、これを住民に周知徹底させると、また反感を買うので、私も痛しかゆしで、いや、そういうことはめったにないことだからといってごまかしてはいるのですが、これも飯村消防長に、勤務体制に余り無理のいかないように、消防は本当に特殊勤務であって、夜間は通報を受ければ、すぐに速やかに出勤というのが義務ですから、この辺をカットすればいいという問題ではなくて、費用対効果で、住民に理解していただけるような体制をとってもらいたいと。合併の意味というのは、経費の節減と費用対効果ですから、かけた費用が効果でこれだけあらわれたといえば住民は納得すると思うのですよ。だから、そういうことに配慮して、これからも行政をつかさどっていただきたいと思うのです。それから、これは今議案第7号に触れてしまいましたが、議案第5号については、カット、カットと

ということで、署員の士気が低下するということがあってはいけないと思うので、その点も含めて消防長にはお願いをしたい。

それと、議案第7号ですが、これを見ると、桜川消防署ができると真壁消防署というのは分署になると思うのですよ。そういうことになると、非常にプライドの高い真壁でございますので、よほど住民の理解を取りつけておかないと、士気低下につながるような感じもするのですが、これも消防長、桜川消防署真壁分署と、こうなったときに、おらのほうは分署かということで、いろいろ問題が起きやしないかなと思って心配するのですが、そういうことを含めて、ひとつこれから3市が、いずれは合併すると思うのですが、その前の時点のことかなとも考えられますが、いずれにしても多分そういう考えを持つ人がいると思うのですよ。ですから、この3点、ひとつよろしくご指導を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（秋山恵一君） 關議員の1回目の質疑に答弁願います。

星野事務局長。

〔事務局長 星野幸一君登壇〕

事務局長（星野幸一君） ただいまの關議員さんのご質問についてお答えをいたします。

ターゲットバードゴルフ場の年間パスポート1万円が5,000円でもいいのではないかというお話でございます。これは再度説明しますけれども、年間1万円でございますから、1日は700円なわけでございます。例えば月4回やって700円掛ける1年やったら3万3,600円になるわけです。1万円というのは優遇措置でありますから、安いというふうにご理解いただきたいなと思っております。よそのテニスとか、そういったものと比較することはできませんが、テニスですと、現在320円ぐらいで2時間やっているというようなこともありますけれども、これを6時間やったら960円取られると。それは年寄りと若者は違うのだと言われると、また別でございますけれども、年間パスポートの1万円というのは、あくまでも1年間やるという話でございます。一日中やりたい人は8時半に来て5時までみっちりやっていただいても結構ですし、そういったものが1年間続くわけでございます。公園は月1回休みはございますけれども、この1万円という設定は、あくまでも優遇措置でございますから、その辺のところ、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（秋山恵一君） 次に、飯村消防本部消防長。

〔消防本部消防長 飯村勝行君登壇〕

○消防本部消防長（飯村勝行君） ただいまの質問についてお答えいたします。

各分署の勤務体制でございますが、現在17名で行っております。通常勤務が5名ということで、3名が休んでいるわけですが、これは日曜日、あるいは土曜日の休日として休んでいるわけですが、消防職員、警防隊1名を確保するには、日曜日、土曜日、それから休日、それから年休とか、そういうものを合わせますと、約1.7人が必要になってきます。ということから、關議員が

おっしゃいますようにポンプ隊、救急隊ともに警防隊を配置するというものは、やはりあと各分署において3名が必要になってくるわけでございます。この3名というものは、やはり1名、警防隊を確保するには1.7名必要ということでございまして、これを1.7に3を掛けますと5.4、その2交代でございますので、10.8ということで、これを4分署でございますと、40人近くも人員を増加しなくてはならないという状況がございます。そういうことを考えますと、大変な人件費がかかることも、また確かでございます。こうしたことから、広域消防は隣接する消防署から応援をしていただいて、現在1件の火災にポンプ車2台、それから工作車1台というような状況で、有効な活動をしているわけでございます。これからも桜川市、あるいは筑西市が、そうした名称を変えたことにより、なお増強するためにも、やはり火災にはあと1台ぐらい増強して回っていきたいと考えているところでございます。

それから、桜川消防署の設置ということで、お話ししましたが、消防署の設置基準といたしまして、消防力の整備指針というものがございまして、その中で人口1万以上の市街地が消防署設置の該当になるわけございまして、市街地近郊1万から3万で1署、それから3万から6万で2署というようなことございまして、現在市街地を有するのは結城市と筑西市の2カ所でございます。桜川市には市街地はございません。これは3年に1回、国に報告する地域整備計画において平成18年に3市から提出されたものを本部で取りまとめた結果でございます。そして、もう一点は、市街地でなくても設置することができるのは、所要時間が6分30秒で到達するというようなこともございます。市街地に該当しない地域は、地域の実情に応じて、その地域に消防署を設置することができるという条文がございますが、地域の実情とは、人口密度、建ぺい率、建物用途、道路の整備状況、火災出動状況などを含めた総合的な地域性であり、建ぺい率、建物の用途について、多少の違いはあっても、大きな相違はないということで、旧真壁町と旧岩瀬町の救急の出動回数につきましては、年間120件ほど旧岩瀬町が多い状況でございます。ここ数年も同様でございます。

大きな違いを比較しますと、道路状況がございまして旧岩瀬町管内には国道、それから4月12日には北関東自動車道の供用が開始されるわけございまして、インターチェンジを管轄することがあります。国道は一般道路に比較して事故発生率が高いこと、それから高速道路を受け持つことは、他の道路とは比較にならないほど危険が大きいこと、それから高速道路内は特殊な地域であり、第一に高速道路内での交通事故に対応するには、事故の大小にかかわらず救急車を含めて2、3台の車両が必要となってきます。さらに、岩瀬トンネルも1カ所管轄することでありまして、これは茨城県で一番長いということでございまして、交通事故に限らず、車両火災等が発生したならば大きな災害となる要素を含んでいるわけでありまして、こうしたことから、現在は地域の実情に差はないものの、今後の地域の特殊性は大きな変化があると予想されます、旧岩瀬町に消防署設置が望ましいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山恵一君） 關議員。

○15番（關 四郎君） 星野局長のお話は十分理解できますので、毎日やれば、1万円を365日で割れば計算できるのですけれども、なかなか毎日というわけにもいきませんし、高齢者であるということから、やはりある程度配慮してもらえるかなと思ったのですが、了解いたしました。

続いて、これは飯村消防長にお願いなのですが、仮に関城の消防ポンプが火災で出ないということになると、勤務体制いかにを問わず住民は完全にパニックになってしまうのですよ。そういうことで、私斎藤町長時代、団長でしたから、消防団と分署、ほかのことは考えなくてもいいということで、消防署のタンク車に続いた分団からは、2人しかいないというときには、もう手伝いなさいよということで、連係プレーをやったのですよ。だから、出ないでもいいということではなくて、そういった消防団と連係プレーで地域の防災にあたりなさいよというような指導もいいのではないかと思うのです。財政が逼迫している時代ですから、こういうときは痛しかゆし、消防団の中には6割は出てこられる人がいるのですよ。そのために実際は15人で間に合うのを20人にしたわけですから、私らのほうは、ですから、分署に手伝える団員もいると十分いると思うのです。ですから、おっからがらないでどんどん出させて、そして地域の安全確保に努めてもらいたいと思います。答弁は要らないです。

以上です。

○議長（秋山恵一君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（秋山恵一君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（秋山恵一君） 17番、鈴木議員。

〔17番 鈴木 聡君登壇〕

○17番（鈴木 聡君） いろいろ時間がかかって、ご不満もあるようですが、これは私たち広域議員としての努めですから、新年度予算についてのいろいろな問題については真剣に審議していきたいということで、反対の討論なのだけれども、これは……

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○17番（鈴木 聡君） （続）何でしょうか。いわゆる今度の条例ですか、3、4、5、6といろいろ出ていますが、先ほどらいターゲットバードゴルフの使用料の問題とか、それから消防隊員の特殊勤務手当の削減、10%一律、それから火葬場の施設、斎場と待合室の大幅値上げ、こういった問題についても、あと組合の手数料ですか、そういったものの値上げがありますけれども、先ほどらい言いましたように、やはりこの時期、値上げは慎むべきだと。火葬場の使用料にしても、死者にむち打つようなやり方は好ましくないと言ったのですが、そのターゲットバードゴルフの使用料についても、

事務局長は分賦金をいただいているのだから、多少の値上げはやむを得ないのだと。分賦金の使い道については、もうちょっとよく精査して、できるだけ圏民の負担を軽くしていくということが必要だと思っております。そういう観点から、こういう値上げや、あるいは新たな使用料の設定については反対だということで意見を述べたいと思います。

以上です。

○議長（秋山恵一君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（秋山恵一君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

まず、議案第1号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秋山恵一君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秋山恵一君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する県西総合公園施設の管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秋山恵一君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合きぬ聖苑の設置及び管理等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秋山恵一君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秋山恵一君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 筑西広域市町村圏事務組合手数料条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秋山恵一君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 筑西広域市町村圏事務組合消防本部、消防署及び分署の設置に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秋山恵一君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時45分

○議長（秋山恵一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第8号から議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（秋山恵一君） 次に、日程第5、議案第8号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算から議案第10号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合老人福祉事業特別会計予算の3案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

まず、議案第8号及び議案第9号について、星野事務局長。

〔事務局長 星野幸一君登壇〕

事務局長（星野幸一君） 議案第8号についてご説明をいたします。

予算書を4枚ほどめくっていただきますと、1ページでございます。

議案第8号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算

平成20年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60億3,576万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成20年2月13日提出

4 ページ目をお開き願いたいと存じます。まず、歳入の事項別明細でございます。前年度との対比で説明させていただきます。

まず、1 款分賦金でございますが、2,984 万 9,000 円増加いたしております。これは消防士の人件費の増、繰越金の減によるものでございます。しかしながら、分賦金の増は、構成市にとってかなりの負担であるということのため、各施設の管理運営費を圧縮することによりまして、分賦金の額を抑えて計上したものでございます。

2 款使用料及び手数料につきましては、先ほど条例の改正を上程させていただきましたところですが、公園及びきぬ聖苑の使用料の変更によりまして 1,378 万 8,000 円の増となっております。

4 款県支出金、これは県西総合公園の委託金が主なものでございますが、平成 20 年度では 345 万 8,000 円の減となっております。

6 款繰越金では、次年度予算への繰り越しを見たことや、平成 19 年度で 3 市への分賦金の返還などによりまして 2 億 4,319 万 4,000 円の減となっております。

7 款諸収入では、環境センターの鉄屑売却代、新たに消防の北関東自動車道の支弁金による増ということで 7,202 万 1,000 円となっております。

なお、歳入合計では 60 億 3,576 万 5,000 円で、前年度と比較いたしまして 1 億 3,099 万 4,000 円の減となっております。

5 ページをお開き願いたいと存じます。歳出でございます。前年度との比較ということで、これも説明してまいります。

1 款議会費では、条例の改正で説明しましたように食糧費をなくし報酬にかえましたので、減額となっております。

2 款総務費では、事務局の人事配置分、それから職員手当等の増によりまして 576 万 5,000 円増加しております。

3 款土木費でございますが、本年度開設予定のターゲットバードゴルフ場管理の委託料などで 222 万 7,000 円の増となっております。

次に、4 款衛生費でございますが、主に環境センターのごみ処理施設費の委託料、工事請負費での減額を図りまして 1 億 6 万 3,000 円の減となっております。

5 款消防費では、消防職員が 4 名減となっておりますが、人件費分が増となっております、6,602 万 9,000 円の増となっております。

6 款労働費、職業訓練センター費では、主に需用費と委託料の減額によりまして 248 万 5,000 円の減額となっております。

次に、7 款公債費では、清掃費における公債費が減額になりまして 1 億 492 万 3,000 円となっております。

8 款予備費では、消防防災等考慮しまして 250 万円の増としております。

7 ページをお開き願いたいと存じます。これも前年度との比較で説明してまいります。分賦金の中では 3 目衛生費分賦金が減額しておりますけれども、清掃費の公債費が約 1 億 1,000 万円下がったということでございます。

4 目消防費では、人件費分が増となっております。これにつきましては、一般職も同様でございますけれども、消防職員の定期昇給分、それから人勧分、昨年カットしておりました賞与の役職加算分、それから 0.05 カ月分の増額、それから地域手当分というようなことを予算に組み入れたことによるものでございます。

なお、これら給料につきましては、筑西市に従って執行してまいります。

次の使用料では、総務使用料で減額となっております。これは筑西遊湯館の使用料でございますが、毎週木曜日を定休日としておりましたものを平成 19 年度では 1 週置きの休みに変更いたしました。年間の営業日数を増やしましたけれども、計画どおりの収入がなかったということで、ちょっと修正をしたものでございます。

公園使用料では、新たにターゲットバードゴルフ場を開設するため使用料を見込んでおります。

衛生使用料では、きぬ聖苑の斎場使用料、それから待合室使用料の変更によりまして 1,272 万 1,000 円の増としております。

衛生手数料では、ごみの搬入量増を見ておりまして 271 万 2,000 円の増となっております。

9 ページをお開き願いたいと存じます。県支出金、これは県西総合公園の委託金が主なものでございます。平成 20 年度では、県の要請によりまして 345 万 8,000 円の減となっております。

諸収入のうち雑入では、金額の大きいものを見てみますと、21 番の公園施設利用収入ということで 620 万 4,000 円、これはテニスコート、グラウンドなどの利用料金ということでございます。

12 ページをお開き願いたいと存じます。35 番の鉄屑等売却代では、鉄、アルミで 3,240 万円、それからペットボトル、無色瓶、溶融スラグ売却等を合わせまして 3,850 万 6,000 円ということでございます。36 番のごみ処理施設売電料では、東京電力に月 110 万円を売電する予定でございます。38 番の透明袋売却代は、事業系ごみの袋販売代金でございます。諸収入で新たなものにつきましては、62 番、消防職員 1 名を防災航空隊に派遣するため派遣負担金 589 万 6,000 円、それから 63 番の北関東自動車道桜川筑西インターチェンジ開通に伴い、救急救助隊編成による北関東自動車道支弁金 4,589 万円がでございます。76 番の O A ビジネス科講座事業収入は、雇用能力開発機構からの 3 カ月講座 4 回分の受託料でございます。

次に、歳出にまいります。歳出につきましては、13 ページをお開き願いたいと存じます。1 款議会費では、議員 20 名の報酬などでございます。

2 款総務費の一般管理費では、事務局職員 14 名の職員給与関係経費が主たるものでございます。人事異動で職員 1 名が増となったため、人勧分などで職員給与関係経費が増となっております。

15 ページをお開き願いたいと存じます。中ほどに計画推進費で 486 万 2,000 円が減額となっておりますけれども、これは筑西広域市町村圏計画策定の委託料がなくなったということでございます。

筑西遊湯館費では、職員給与関係経費では職員 2 名分ということでございます。

18 ページをお開き願いたいと存じます。管理運営経費のうち施設運営 6,543 万 6,000 円につきましては、施設を一括しての維持管理、それから設備の保守管理、清掃衛生管理の委託料でございます。

15 節工事請負費につきましては、漏水、老朽ポンプ等の交換工事でございます。

2 款監査委員費では、監査委員 2 名の報酬などでございます。

1 目県西総合公園費では、職員給与関係経費につきましては 4 名分ということでございます。

それから、19 ページ、20 ページをお開き願いたいと存じます。13 節委託料、植栽管理他、これは 2,350 万 6,000 円につきましては、公園内 8 カ所の植栽管理等の管理料でございます。

衛生費関係でございますけれども、保健衛生費のうち小児救急医療事業では、県の補助基本額の改定によりまして 75 万円の増となっております。

それから、清掃費では、職員 10 名の職員関係経費 9,125 万 7,000 円でございますけれども、人事異動によりまして、1 名減となったほか、需用費の削減などによりまして 682 万 3,000 円の減となっております。

21、22 ページをお開き願いたいと存じます。し尿関係経費のうち 15 節工事請負費では、工業計器類改修工事など 12 件の工事費でございます。また、ごみ処理施設では、委託料、それから工事請負費の削減を図りまして 8,638 万 4,000 円を減額しております。13 節委託料の保守点検といったものでは、大半が法的に実施する必要があるというものを計上してあるわけでございます。

24 ページをお開き願いたいと存じます。ごみ処理施設運転管理費では 24 時間 3 交代、42 人分の費用ということでございます。リサイクルプラザ運転管理費では日勤で 13 人分ということでございます。それから、焼却灰処分他 1 億 3,731 万円につきましては 4,200 トンの処理費用。それから、本年度 2 年目になる埋立地の廃棄物処分につきましては 2,000 立米を予定しております。15 節工事請負費につきましては、ボイラー水管改修工事など 9 件の工事費でございます。

次に、火葬場でございますが、職員 2 名の職員給与関係経費 1,960 万 3,000 円でございます。比較では 98 万 9,000 円の減となっておりますが、これにつきましては役務費、それから委託料の減によるものでございます。

25 ページをお開き願いたいと存じます。13 節委託料のうち火葬 2,324 万 7,000 円につきましては、火葬業務 3 名の委託料でございます。それから、15 節工事請負費につきましては、火葬炉の台車工事など 2 件の費用でございます。

次に、消防費におきましては、人件費の増で 6,602 万 9,000 円の増となっております。職員給与関係経費では消防職員 271 名分でございます。

27、28 ページをお開き願いたいと存じます。ここでは一般的な経常経費でございまして、余り変更

はございませんけれども、14 節使用料及び賃借料では、老朽化している通信指令設備の整備をするものでございます。それから、18 節備品購入費では、北関東自動車道でのトンネル火災を想定して、防火衣 35 着分の更新も含まれております。

29、30 ページをお開き願いたいと存じます。労働費では、職員給与関係経費 3 名分、2,085 万 8,000 円のほか管理運営経費の中におきまして、13 節委託料の O A ビジネス科講座指導 606 万 6,000 円が主たるものとなっております。

7 款公債費でございますが、平成 19 年度までは、ごみ処理施設等の一連の建設によりまして、これまで公債費が増加傾向にありましたけれども、平成 19 年度をピークに平成 20 年度から下がってまいります。元金では筑西遊湯館債、清掃債、火葬場債、消防債を合わせまして 12 億 7,891 万円でございます。このうち清掃債が減額になりまして、7,939 万円の減となっております。

31、32 ページをお開き願いたいと存じます。利子におきましては、同様に合計で 1 億 6,644 万 7,000 円でございますけれども、清掃債等が減額になりまして、2,552 万 9,000 円の減となっております。

次に、議案第 9 号について説明をいたします。これにつきましては 40 ページをお開き願いたいと存じます。

平成 20 筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算

平成 20 年度筑西広域市町村圏事務組合の筑西ふるさと市町村圏特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,013 万 4,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000 千円と定める。

平成 20 年 2 月 13 日提出

筑西広域市町村圏事務組合管理者 富 山 省 三

これにつきましては 46 ページをお開き願いたいと存じます。歳入でございます。財産収入ということで、262 万 4,000 円というふうなことがございます。それと繰越金 750 万円が主なものでございます。この 262 万 4,000 円といいますのは、国債を 2 本持っております、国債 1 億円の 1.3%で 130 万円、それからもう一本の国債 1 億円の 1.2%、120 万円、それから情報ネットワーク整備事業基金の利子 12 万 4,000 円、合わせまして 262 万 4,000 円ということで、これらが財源ということで、利子等の果実ということになるわけでございます。

歳出でございますが、歳出につきましては、48、49 ページをお開き願いたいと存じます。これにつきましては、総務管理費で 984 万円と予備費 29 万 4,000 円ということになっております。これらの財

源で何をやっているのかと申しますと、中段に書いてあります、広域のイベント事業費 520 万円、これは広域イベント「やっぺえ」の事業をやっておりまして、10 回目の記念イベントということで、若干増額させていただいて、事業を実施するというごさいます。19 節負担金補助及び交付金では、構成市のイベント支援というようなことで、3 市に対しまして 120 万円の支援を行っていきたいというふうに思っております。それから、広域文化事業 348 万 8,000 円は、広報紙関係、それからホームページ更新の企画作成でごさいます。あとは 7 万 8,000 円が職員の研修事業ということになっております。

以上でごさいます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（秋山恵一君） 次に、議案第 10 号について、酒寄老人福祉施設等支配人。

〔老人福祉施設等支配人 酒寄三男君登壇〕

○老人福祉施設等支配人（酒寄三男君） 続きまして、議案第 10 号をご説明申し上げます。予算書 50 ページをお開き願います。

平成 20 年度筑西広域市町村圏事務組合の老人福祉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 2,653 万 3,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 20 年 2 月 13 日提出

筑西広域市町村圏事務組合管理者 富 山 省 三

内容でごさいます、事項別明細によりご説明申し上げます。56 ページ、57 ページをお開き願います。

歳入でごさいます、分賦金、前年度より 26 万 4,000 円の減で、本年度予算額は 5,611 万 1,000 円です。

使用料及び手数料でごさいます、前年度より 5 万円の減で、本年度予算額は 1,042 万円です。

諸収入でごさいます、273 万 1,000 円の減で、本年度予算額 5,990 万 2,000 円です。

繰越金でごさいます、前年度より 190 万円の減で、本年度予算額 10 万円でごさいます。

次に、歳出でございますが、58 ページ、59 ページをお開き願います。総務費の一般管理費でございますが、前年度より 1,113 万 2,000 円の増で、本年度予算額 1 億 2,604 万 7,000 円でございます。

財産管理費でございますが、本年度予算額ゼロ円でございます。これは本年度より目の一般管理費と財産管理費を統一し、事業費別経費の一般事務費、福祉センター運営費及び福祉センター管理費を一本化し、福祉センター運営管理費に統一いたしました。そこで、管理費はゼロ円でございます。

説明欄の事業費別経費でございますが、職員給与関係経費で 7,778 万円でございます。本年度職員 1 名を削減し、10 名分の経費で計上してございます。福祉センター管理運営費で 4,826 万 7,000 円でございます。

次に、公債費の償還金利子でございますが、本年度予算額は 8 万 6,000 円です。

予備費でございますが、前年度と同額で、本年度予算額 40 万円でございます。

以上でございます。ご審議、よろしくお願ひいたします。

○議長（秋山恵一君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

3 番、尾木恵子議員。

〔3 番 尾木恵子君登壇〕

○3 番（尾木恵子君） 一般会計の予算のほうで 3 点質疑させていただきたいと思います。

初めに、歳入のほうの 12 ページなのですが、ごみ処理施設売電料についてなのですが、先ほどの説明で、これは東電に月 110 万円、売電しているということでありましたけれども、これは毎年同じ金額でやっているのかどうか。そして、その部分を含めて、要するに年度ごとの推移ですか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

それと、14 ページ、これは 14 ページに限らないのですが、委託料の中の職員の健康診断なのです。職員の健康診断の部分で、今度今年の 4 月から健康診断が特定健診にかわることになっているかと思うのです。この部分では、職員の方たちは組合のほうでやっているのかどうか分からないのですが、扶養家族が受けるというようなことに移行してくるわけなのですが、この職員の皆さんの健康診断の予算は、そういう部分も含めて予算立てをしているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それと、24 ページ、焼却灰の処分なのですが、これは 1 億 3,731 万円ということで、これは溶融スラグにならない部分の焼却灰の処分だと思うのですが、それでは焼却灰全体として考えたときに、この処分するのは、溶融スラグにならない部分というのは、全体の何割ぐらいか、そういうふうに分ければいけないのかという部分をお尋ねしたいと思います。

とりあえず、以上 3 点お願いします。

○議長（秋山恵一君） 尾木議員の 1 回目の質疑に答弁願います。

まず、百瀬次長兼環境センター所長。

〔次長兼環境センター所長 百瀬正治君登壇〕

次長兼環境センター所長（百瀬正治君） 尾木議員さんの質問にお答えしたいと思います。

1点目の売電でございますが、昨年度におきましては約1,300万円ほど歳入されております。それで、平成18年度決算でございますが、1,286万9,000円ほど東電さんのほうに売電しております。それで、前年度につきましては600万円ほどの予算措置しておりますが、現在平成19年度のところ、前年同様約1,300万円ぐらいの売電ができるのかなと思っております。それで、平成20年度につきましては、平成18年、平成19年の実績を踏まえまして1,329万円ほど見込ませていただいております。

それと、焼却灰の処分費用1億3,700万円というような数字でございますが、これにつきましては、年間4,000トン灰固化物を処分する経費、それと溶融スラグ、現在100%アスファルト業界のほうに流れている現状でございますが、何せ市町村もこれから道路財源というか、そういうものが少なくなるのかなという想定をしまして、約200トンほどエコフロンティアかさまのほうに見込んだ額が1億3,700万円という数字でございます。以上でございます。

それと、年間でございますが、そのほかにスラグとして、約5,000トンぐらい毎年出ておるわけでございます。そうしますと、約9,200トンぐらいの全量になっていくのかなと思われま。

以上でございます。

○議長（秋山恵一君） 次に、星野事務局長。

〔事務局長 星野幸一君登壇〕

事務局長（星野幸一君） ただいまの尾木議員さんの質問にお答えをいたします。

14ページの委託料の中の職員の健康診断2万3,000円、これの説明でございます。これは事務局職員3名分で2万3,000円ということでございまして、これは健診協会に委託してございまして、消防職員と一緒に健康診断を受けるといった、こういう費用でございます。

○議長（秋山恵一君） 尾木議員。

○3番（尾木恵子君） 今の健康診断の部分なのですが、別にここの消防のところばかりではなくて、いろいろな項目のところ全部あったので、一番先に出たので、ここを言ったのですけれども、それぞれのところで健康診断というのは、その部分、部分で出ているかと思うのですけれども、これは健康診断が特定健康診査にかわるのですね、4月から。これで一番違うというのは、今までは被保険者自身が受けていたのですけれども、40歳から74歳までの方は扶養まで受ける対象になったのですね。ですから、この予算を立てるときには、その扶養家族の方たちの分も含まれているのかどうか、ちょっとそこを知りたかったのですが、お願いします。

○議長（秋山恵一君） 星野事務局長。

事務局長（星野幸一君） 含まれておりません。

○議長（秋山恵一君） 17番、鈴木 聡議員。

〔17番 鈴木 聡君登壇〕

○17番（鈴木 聡君） この一般会計の中での予算書で、環境センターの衛生費とか、清掃費とか、

いろいろ入っています。環境センターの新年度で埋め立て廃棄処分が1億1,400万円予定している。これは午前中の一般質問でもいろいろ言ったのですが、随契の問題でね。新年度は1億1,400万円の廃棄処分の予算を立てていますので、これをちょっとおれ午前中、入札のことで単位を間違ったのですが、筑西市では指名競争入札は500万円以下ということで、私5,000万円なんて言ってしまったので、500万円でした。ちょっと思い起こしたので、訂正します。それで、一般競争入札が500万円を超えるものということです。それで、この新年度にあたっての1億1,400万円の埋め立て廃棄物処分については、一般競争入札でやっていくのか。それともまた随意契約でやるのか、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

それから、工事請負費が3億9,200万円あります。かなりの工事費がございます。こういうものについても監査委員さんがおっしゃっているとおり、いわゆる入札の透明化、経費の節約ということで、中には今まで随契のもあったし、委託ということもあった。委託も本当はちゃんと競争してやらせればいいのだが、競争しないで委託してしまう。そういう経費節約という意味からも、透明性を確立する上からも、ちゃんとした競争原理を働かせて、そして幾らかでも節約できるものはするというような、早い話が、いわゆる入札の問題、先ほど筑西市の基準からいう指名競争入札は500万円まで、それをを超えるものは一般競争入札ということで、ぜひ実施していただきたい。その辺の考えをひとつ。何かボイラーの修理だけでも1億5,000万円もかかると。それから、耐火レンガの補修ですか、溶融炉のレンガ補修、こういったものが7,000万円も8,000万円もかかるわけですよ。そういうものの補修についても、競争原理を働かせていただきたい。その点の考えをひとつ述べていただきたい。

それから、今度の新年度予算に反映しているのかどうか、ちょっと予算書だけではよく分からないのだけれども、相当のランクがあって私広域議員に今度なったのですが、平成19年度の監査委員の報告は本当に参考になります。分かるように、状況をつかむのに大変役立って本当にありがとうございます。監査委員さん。それで、消防本部では、いわゆる北関道が4月から開通すると、桜川筑西インターチェンジということでね。これに伴って高速の救急隊の新設というものが必要になってくると。また、それに対して再編が必要だということなのですが、この新年度予算ではどうなのですか。高速救急隊の編成とか、新設とかというものは組み込まれているのかどうか。そこら辺の監査委員が指摘していることについての当局の説明というものは1つもここでは聞けないのですよね、予算説明では。だから、その辺。それから、消防署分署、出張所の老朽化ということで、改修が望まれるというのだが、予算書を見たら、そういう兆しが何もないので。そういうものをひとつ。何を考えているのか。

それから、火葬場です。これは浄化槽の検査結果が、指摘事項の未実施があると。何を指摘されて、それを実施しないのか。浄化槽のpH、BODとか、そういったものがひっかかったのでしょうか。それを何もやらないでいたから改善勧告を受けたのかということで、新年度では、それを改善するための予算措置をとっているものもあったのかどうか、その点をひとつお尋ねしたい。

それから、先ほどの条例改正で値上げの話の問題になりますけれども、斎場の使用料が2,614万円の使用料収入があって、それから待合室が1,004万円ですか、そういった収入があるのですが、使用料の。そうすると、値上げによって、この中の部分、どのくらいの値上げがあって、どのくらいの前年度より増収というか、そういうふうになっていくのか、その辺をお聞かせ願いたい。

それから、小児救急と病院群輪番制の問題で、小児救急では前年度の、これはあれですか、160万円ですか、それが235万3,000円ということですからけれども、75万円の増。これは、それと比較して病院群輪番制の問題では、今度は逆に3,100万円から約2,800万円にマイナスで317万円ですか、が予算措置としては減っていくということですからけれども、そうすると小児救急では、5つの病院群輪番制の中では小児科医がいなくて急患を診ることができないということで、当然これは筑波メディカルセンターのほうへ搬送が増えるという想定なのかどうか、いわゆる予算が増えるというのは。

それから、病院群のほうは、予算が317万円も前年度よりマイナスということは、例えば筑西市民病院が、1月1日から170床あった病院ベッドが60床に半分に減らされて、そういう医師の体制がないものですから、病院群としての市民病院としての役割が急激に落ちたというか、そういうこともあって、これは病院群の当番医日数とか、これからいろいろありますけれども、そういうことから関連する予算措置が減らされていったのかというふうに見られるわけです。実際に小児救急にしても一般の急患にしても、これは増加傾向にあるということは、もうはっきりしているわけですから、ところが削減、前年度よりマイナスというのはどういうことなのでしょう。その辺の理解が、私まだ得られないものですから、ひとつお願いしたいと思います。

それと、提案なのですが、条例と予算を一緒にやったらどうなのですか、時間がかかる、かかると言うからね。

○議長（秋山恵一君） 鈴木議員の1回目の質疑に答弁願います。

まず、星野事務局長。

〔事務局長 星野幸一君登壇〕

事務局長（星野幸一君） まず、埋め立て廃棄物の掘削2,000立米について、どういう契約形態をとっているのかというご質問だと思います。先ほど特別委員会の委員長が報告しましたとおり、平成19年度につきましては、単年度の契約であるということでございます。今回も2,000立米分しかとっておりませんので、これもまだ単年度の契約ということございまして、競争入札というものを視野に入れながら検討してみたいと思っております。

それから、小児救急医療のところの小児救急医療事業費75万円がアップしているということでございます。これは県のほうの補助基本額がアップしたと。去年の補正のときご説明をいたしました。こういった形で昨年よりは75万円アップします。だから、数が増えるのか増えないのかということではなく、これはあくまでもお互いに県が半分、それから組合とつくば市で半分ずつ出しましょうという最初の定めございまして、この中で人数が増える増えないというのは、その辺の、そのときの状況

によるわけでございます、その人数との計数的な関わり合いはないということでございます。

それから、病院群輪番制事業費の中で317万8,000円ほど減ったということでございます。これは病院群輪番制の中で、昭和59年からですか、こういったものをずっと続けているということで、2次救急医療施設ということでやってきたと。そして、年数も相当たっております。正直言うと、こういう状況悪化になってきて、形骸化しつつあるのかなということもありまして、実は前年度より1割ほど下げさせていただいております。この料金の設定については、県のほうにお聞きしましても、うちのほうでは何ら、勝手に決めて構わないよというような話でございました。この1割減の話は、一応当番日さえ決まれば、あとはずっとやっていくのだというものに対して、ちょっと警鐘的な話といたしますか、そういったもので考えていただこうかなということで、1割カットしたというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（秋山恵一君） 次に、百瀬次長兼環境センター所長。

〔次長兼環境センター所長 百瀬正治君登壇〕

次長兼環境センター所長（百瀬正治君） 鈴木議員さんの質問にお答えしたいと思います。

工事請負費3億9,024万4,000円ほど、9本ほど平成20年度予算計上させていただいているわけですが、基本的に競争入札により対応しておりますので、随契ということはあり得ませんので、競争入札で対応しているということでございます。

以上でございます。

○議長（秋山恵一君） 次に、飯村消防本部消防長。

〔消防本部消防長 飯村勝行君登壇〕

○消防本部消防長（飯村勝行君） ただいまの質問についてお答えいたします。

北関東自動車道の供用開始が4月12日ということで、笠間西までのインターチェンジなのですが、これに関する高速救急隊につきましては、現在桜川市に68名の職員が配置してあります。岩瀬消防署、真壁消防署、そして大和分署で計68名配置されているわけですが、災害時に1名が防災無線の対応をしているわけでありまして、これは各町村の元役場に防災無線の親機がありまして、子機が各消防署、分署にあるわけですが、これを岩瀬消防署に一元化しまして、その68名の中でやりくりして、高速救急隊を増設したいと思っております。

それから、分署の老朽化につきましては、市町村の消防の広域化が、現在推進計画が県で作成されているところでございまして、こうした計画の組み合わせを見ながら計画を立てていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（秋山恵一君） 次に、赤野間きぬ聖苑場長兼環境センター副所長。

〔きぬ聖苑場長兼環境センター副所長 赤野間敏雄君登壇〕

○きぬ聖苑場長兼環境センター副所長（赤野間敏雄君） 鈴木議員の質疑にお答えします。

浄化槽なのですが、今年浄化槽の入り口の部分が破損しまして、あとプロアの1台が故障しまして、それを修理いたしました。

それから、使用料を改正するにあたりまして、歳入の見込みですが、1,350万円を予定しております。以上です。

○議長（秋山恵一君） 鈴木議員。

○17番（鈴木 聡君） 今環境センターの話、事務局長が、いわゆる埋め立て廃棄処分の問題についても、工事請負費の問題についても、競争原理を働かせてやると言うのだが、午前中の一般質問の問題についても、一応競争原理なのだよね、見積もり合わせ。だけれども、時期がずれていたのではないの、見積もりをとるのが。違うの。だって、これは12月6日の午前10時に見積もり合わせの時間が決まっていて、1社だけだというのだからね。だから、そういう時間差があるような競争原理ではうまくないので、時間差が。同時にやらなければならない。だから、こういう競争原理は公平でなければならないと思うので、ちゃんと私が今申し上げたように、いわゆる500万円を超えるものは一般競争入札なのですよ、指名ではなくて。そういうちゃんとした基準に従って、やはり競争原理を働かせて節約に努めていただきたい。

それから、病院群と小児救急の話が出まして大体分かったのですが、病院群では1割カットというのだけれども、何が形骸化したのですか。声が小さいので、よく聞き取れないのですよね。そういう病院群とか小児救急医療の問題では、これでまたやるのでしょうか、いわゆる市町村圏計画ということで。安全、安心の問題では、今不安が非常に広がっているのですよ、この圏域内では。いわゆる病院群が、本当に医者がいなくて、機能が十分果たし切れていないということで、そういう安全、安心を自信を持って言える立場であれば、もう少し医療救急については、やはりこれから具体的に医師を探していただく、大変なことだと思うのですが、先ほどから何回も言うようだが、救急隊員は本当に一生懸命やっているのですよ。逆に自治医大なんかで怒られて帰ってくるわけでしょう。だから、医療救急の問題についても、形骸化、1割カット、意味不明なものですので、もう一回ひとつお尋ねしたいということです。

あとは、高速救急隊というのは、開通と同時に岩瀬消防署との連絡どうのこうのと言っておられますけれども、防災無線で対応できるのだと。そうすると、別に新しい高速救急隊を新設ということではなくて、防災無線で、今のままでやれるのだという意味に解釈していいのでしょうか。4月12日でしたっけ、開通は。それに合わせてどうなっていくのか。

あと、老朽化の問題では、計画してどうのこうのというのだが、これはどうなのですか。いわゆる防災の1つの拠点だよ、それぞれ分署もね。そういうものが老朽化して、マグニチュード7だか8とかの地震が仮に来て、司令部がぼしかったのでは、これはどうなのですか。分署が崩れてしまったなんていうのでは。いわゆる機能の大きな一部でしょう、消防本部を含め分署というのは。そういうと

ころが、消防本部はもう立派なのが、耐震度がちゃんと守られた建物ですが、今耐震度をはかったら、分署なんていうのは、あっちこっちの分署ありますが、ちょっと合格しないのではないの、耐震強度は。どうなのですか、その辺お尋ねしたいと思います。

○議長（秋山恵一君） 鈴木議員の2回目の質疑に答弁願います。

まず、星野事務局長。

事務局長（星野幸一君） 先ほどの随契という話の中で、競争原理を働かせて下さいというようなことでした。午前中説明した中では、昨年度環境センターにおいて参考見積もりを徴収しましたと。その結果の説明をいたしました。価格に大変差があったということでした。そういった形で、下のほうから上がってきた書類を検討して、そういう中であって、余りにも同じベースに並べられないということがありまして、またなおかつ何度も繰り返になりますけれども、いわゆる搬入先の自治体との事前協議というのが条件として必ずついてくる。そういったこともありますので、最終的にはジークライトというような形になったということになります。それで、そのジークライトについて、予定価格を公表していませんから、そういった形の中で2回札を入れていただいて決定したという発言をしました。

それで、もう一つは、当番病院の話でございますけれども、これは輪番制を組んでおります。当然のことながら、輪番制を組んでおるのが県西総合病院、協和中央病院、結城病院、筑西市民病院、城西病院と、こういった形で、実は輪番制を組んでいるわけですから、当初の一番最初の時代からいえば、当然のことながら当番を組んでいるわけですから、救急で行けば、そこが受け入れてくれると、当初はそういった思想であったと思うのです。議員がお尋ねのように、お医者さんも少なくなってきた、いろいろな意味で、そういった医師不足とか、そういったものがだんだんいったということもありますけれども、当時のものからだんだん、だんだんに受け入れ状況が低下してきたというようなことがあって、10%カットしたということになります。組合が単独事業で、単価につきましては、組合で設定することができるということになりましたので、県とも相談して、そのようなことでよろしいかなということで設定をいたしました。ちなみに平成19年4月から12月までの搬送率というのですか、救急の出動回数が2,561回ございました。こういった中で、各病院のほうで受け入れてくれたといった率が3割弱というようなことになります。

以上でございます。

○議長（秋山恵一君） 次に、飯村消防本部消防長。

○消防本部消防長（飯村勝行君） 先ほどの高速道路における高速救急隊の設置でございますが、これは4月1日から現在の予備車を整備しまして、利用を開始したいと思います。

それから、本署の老朽化につきましては、第5次筑西広域市町村圏計画の中にもございますように、各署所の統廃合等も十分検討しながら、効率的な計画を立てていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（秋山恵一君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（秋山恵一君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（秋山恵一君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第8号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秋山恵一君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秋山恵一君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合老人福祉事業特別会計予算について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秋山恵一君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（秋山恵一君） 次に、日程第6、議案第11号 第5次筑西広域市町村圏計画についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

星野事務局長。

〔事務局長 星野幸一君登壇〕

事務局長（星野幸一君） 議案第11号についてご説明をいたします。

第5次筑西広域市町村圏計画について

標記について別添のとおり議会の議決を求める。

平成20年2月13日

筑西広域市町村圏事務組合管理者 富山 省 三

第5次筑西広域市町村圏計画につきましては、地方自治法第2条第4項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。計画策定につきましては、昨年より1年間かけまして、構成3市

の企画担当職員、それから組合各施設の担当職員、オブザーバーということで、県西地方総合事務所の企画振興室の職員などによりまして、ワーキングチームの委員会、それからさらにその上部の委員会ということで構成3市の幹事、組合施設長などによる計画策定会議、委員21名により計画を策定してまいりました。正副管理者の承認を得まして、今議会に議案として提案させていただいているところでございます。

内容等につきましては、先ほど説明をいたしておりますけれども、再度説明しますと、基本構想の計画期間につきましては、平成20年度から平成29年度までの10年間としてでございます。それで、計画書の23ページになりますが、基本的課題に対応する広域圏づくの基本方針が掲げられております。

そして、24ページになりますけれども、圏域の将来像として、「ふれあい、ひびきあう、安心・快適共生圏“ちくせい”」を掲げてございます。

そして、その実現のために、29ページになりますけれども、施策の大綱を定め、5本の施策について、おのおの重点施策として2項目ずつ挙げてあります。これら内容につきましては、先般開催させていただきました議会全員協議会の中で説明させていただきましたとおりでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（秋山恵一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時55分

○議長（秋山恵一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第11号について質疑を願います。

11番、林悦子議員。

〔11番 林悦子君登壇〕

○11番（林悦子君） 25ページ、先ほど全協のときにもお尋ねしました、この空間構造、土地利用の構成のところなのですが、これは広域の基本構想に関するものというよりは、どちらかというと桜川市の旧町村単位の位置づけについての調整の問題なのですけれども、改めて確認の意味でお尋ねをしたいと思うのですが、1点目として、この中心的市街地ゾーンと副次的市街地ゾーンというふうに、具体的に言ってしまいますと、拮抗している、岩瀬地区、真壁地区のバランスの問題なのですね。それで、中心と副次と分ける、それと……

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○11番（林悦子君） （続）だって拮抗しているでしょう。バランスがとれた地域だと言うこともできますが。

2点目としましては、これはあくまでも基本構想なので、具体的に次の段階で何かがあるわけでは

ないのですが、拠点の順列というのですか、そういうものを示すものではないのだろうと思いますが、改めてその点。文書をくまなく読みますと、行政、文教というものが、副次的市街地ゾーンとなると、将来的には、これが欠けていくようにも見えてしまうのですが、できれば、これはきちんとしたものに、でき上がれば刷り上げるのでしょうから、旧真壁のところもピンクに染めて下さい。お願いします。

○議長（秋山恵一君） 林議員の1回目の質疑に答弁願います。

星野事務局長。

〔事務局長 星野幸一君登壇〕

事務局長（星野幸一君） ただいまの林議員さんの質問にお答えをいたします。

中心市街地といったところで、色がついているついていないの話だと思いますけれども、主に駅周辺を中心とした中心市街地を設定しているということでございます。ただいまご質疑の、これによって拠点の優劣をつけているというものではございません。以上でございます。

それから、色につきましては、このまま進めさせていただきたいと思っております。

○議長（秋山恵一君） 林議員。

○11番（林悦子君） 市長、先ほど市長はいらっしゃらなかったから、これは最初に申し上げたように桜川市内の、どちらかというコンセンサスをとる段階の問題だったということは、担当者のほうも理解してくれていると思うのですが、やっぱりナーバスなことになりかねないので、今後市政のほうで、具体化するときには内部のコンセンサスのほうをとっていただけるようお願い申し上げます。

○議長（秋山恵一君） 17番、鈴木 聡議員。

〔17番 鈴木 聡君登壇〕

○17番（鈴木 聡君） 私たちはもとより圏民の命を守る問題は本当に深刻だと思うのですよ。この計画にも、いわゆるやすらぎある暮らしを守る安全な広域圏づくり（消防・救急・防災）という問題。午前中全員協議会を開いたときに、いわゆる計画案ですか、あの中でも36ページの基本計画ですね、その中で安全、安心の問題で、救急防災体制の整備と併せて本圏域内で迅速に対応できる体制づくりが求められていますということなのです。それから、38ページでは、やすらぎの問題で、管内の救急出動が増加傾向にある中、救急病院等の受け入れ態勢の停滞は依然として大きな課題となっており、圏域内外にわたる救急体制の効果的な連携が強く求められていますということで、この基本計画ですね、市町村の。これを本当に言葉だけで済ませてしまうのではなくて、具体的に何をやるのか。消防・救急・防災の根本的な解決というものについての具体策というものが、これでは抽象的で、ただ、強化が求められているとか、そういう抽象的な計画ではなくて、具体的な計画というものは、今後つくるといふ答弁があるとすれば、どういうふうにするかというものが、私たちも心配なのです。先ほどらい私何回も病院群と小児救急の問題については、しつこいほど質問させていただいています

けれども、これからの基本計画ですから、圏民の安全、安心を確保するという意味からも、では、具体的にここなのだということを私は指し示してほしい。管理者も副管理者もいるわけですから、3市長が。その点だけ聞いて終わります。

○議長（秋山恵一君） 鈴木議員の1回目の質疑に答弁願います。

星野事務局長。

〔事務局長 星野幸一君登壇〕

事務局長（星野幸一君） ただいまの鈴木議員さんのご質問にお答えいたします。

午前中の議会全員協議会の中で説明をさせていただきましたけれども、今回議案として提出してありますのは、あくまでも基本構想という部分での議決をお願いするということでございまして、4ページにも書いてございますけれども、基本構想については、平成20年から平成29年までの10年間ということで行っているわけでございまして、そして基本計画、これは議会の議決案件ということではございませんけれども、それを少しばらしたような格好ということでございまして、実施計画につきましては、別途施策とするというふうに4ページに記載してございます。そのようなことですので、よろしくお願いたします。

○議長（秋山恵一君） 鈴木議員。

○17番（鈴木 聡君） 実施計画があるのだったら、別途なんて言わないで、実施計画では、では、そういう問題はこうだというのは、実施計画は、私たちには配らないのですか。それで、実施計画は、こうなのだ。だから、私は具体的にどうなのだということを言っているわけですよ。具体的に言って下さいといったら、実施計画があるって木で鼻くくったような答弁では、本当にこれは私ら分からないのだよね。だから、実施計画には、こういうことがありますよという、これからつくる意味なの。それは配るのですか。

○議長（秋山恵一君） 鈴木議員の2回目の質疑に答弁願います。

星野事務局長。

事務局長（星野幸一君） 具体的な実施計画というのは、ここにも書いてございますように、これからつくるわけでございます。大筋の基本構想というのがありまして、その下に基本計画、前期の5年間の計画をつくと。そして、具体的な話というのは、これから3年間分をつくって、毎年ローリングしながら進めていくということでございますので、これからつくっていくということでございます。

○議長（秋山恵一君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（秋山恵一君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（秋山恵一君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第 11 号 第 5 次筑西広域市町村圏計画について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秋山恵一君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の申し出について

○議長（秋山恵一君） 次に、日程第 7、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件については、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員会委員長及び施設建設・環境整備推進特別委員会委員長から継続審査の申し出があったものであります。

お諮りいたします。本件については、両委員会委員長の申し出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（秋山恵一君） ご異議なしと認め、両委員長の申し出のとおり決しました。

閉会の宣告

○議長（秋山恵一君） 以上で、今定例会に付託された案件はすべて議了いたしました。

これもちまして、平成20年第 1 回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉 会 （午後 4 時 0 4 分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成20年2月13日

議 長 秋 山 恵 一

署 名 議 員 菫 原 實

署 名 議 員 林 悦 子